

令和7年 第3回鞍手町議会定例会会期日程

1 会 期 6月4日（水）から17日（火）まで14日間

2 日 程 下表のとおり

月 日	曜 日	会 議 名	開議時刻	摘 要
6月4日	水	本 会 議	10時	開会・議案上程・ 提案説明
5日	木			考 査 日
6日	金			考 査 日
7日	土			閉 庁
8日	日			閉 庁
9日	月	本 会 議	13時	一 般 質 問
10日	火	本 会 議	13時	一 般 質 問
11日	水	本 会 議	10時	議 案 質 疑
12日	木	民生産業委員会	9時	付託事件審査
13日	金	総務文教委員会	9時	付託事件審査
14日	土			閉 庁
15日	日			閉 庁
16日	月	予 備 日		
17日	火	本 会 議	10時	審査報告・閉会

※一般質問が1日で終了した場合、10日は休会となります。

令和7年度鞍手町議会第3回定例会会議録（第1号）						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会 日時及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	令和7年6月4日 午前10時00分			的 野 信 之		
	閉 会 開 議			議 長		
	令和7年6月4日 午前10時23分			的 野 信 之		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	許 斐 英 幸	出	11	栗 田 美 和	出
	2	田 中 二 三 輝	出	12	西 藤 典 子	出
	3	星 正 彦	出	13	篠 原 哲 哉	出
	4	宇 田 川 亮	出			
	5	野 口 美 恵 子	出			
	6	新 谷 留 晴	出			
	7	的 野 信 之	出			
	8	石 井 大 輔	出			
	9	許 斐 潤 一 郎	出			
出席 13人 欠席 0人 欠員 0人	10	有 働 徳 仁	出			
	会議録署名議員	1	許 斐 英 幸	2	田 中 二 三 輝	

職務出席	議 会 事 務 局 長	武 谷 朋 視	出	議 会 事 務 局 次 長	寺 本 理 恵	出
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出	副 町 長	折 尾 敬 敏	出
	教 育 長	外 園 哲 也	出	会 計 課 長	小 長 光 弘 平	出
	総 務 課 長	梶 栗 恭 輔	出	都 市 整 備 課 長	西 生 卓 矢	出
	福 祉 人 権 課 長	田 鶴 原 竜 二	出	ま ち づ く り 課 長	高 橋 奈 美 江	出
	税 務 保 険 課 長	石 田 克	出	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	柴 田 隆 臣	出
	管 財 課 長	石 田 正 樹	出	上 下 水 道 課 長	神 谷 徹	出
	健康こども課長	沼 野 葉 子	出	教 育 課 長	森 永 健 一	出
	住 民 環 境 課 長	大 村 俊 夫	出			
議 事 日 程		別 紙 の と お り				
付 議 事 件		別 紙 の と お り				
会 議 経 過		別 紙 の と お り				

令和7年 第3回 鞍手町議会定例会議事日程

6月4日 午前10時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第31号 専決処分の承認（情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例）
- 日程第4 議案第32号 専決処分の承認（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例）
- 日程第5 議案第33号 専決処分の承認（鞍手町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 議案第34号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第7 議案第35号 鞍手町こども子育て基金条例
- 日程第8 議案第36号 鞍手町社会福祉法人に対する助成に関する条例
- 日程第9 議案第37号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第38号 鞍手町立学校設置条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第39号 鞍手町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第40号 令和7年度鞍手町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第41号 令和7年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第42号 令和7年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第43号 財産の取得
- 日程第16 議案第44号 財産の処分

令和 7 年 6 月 4 日 6 月定例会を開会した。

~~~~~○~~~~~

—— 開議 10時00分 ——

#### ○的野信之議長

ただいまから、令和 7 年第 3 回鞍手町議会定例会を開会します。町長より行政報告の申し出がありますので、これを許可します。町長。

#### ○岡崎邦博町長

議長より行政報告のお許しを頂きましたので、宮若市外二町じん芥処理施設組合におけるごみ処理施設整備に関する進捗状況について、ご報告申し上げます。

令和 7 年 4 月に国の循環型社会形成推進交付金の申請が承認され、交付金の内示をいただいております。今後は、本年 6 月を目途に、処理方式等を確定し「ごみ処理施設整備基本計画」の策定を進めてまいります。ごみ処理施設整備に関する調査特別委員会において、「施設の方向性が定まった段階で、各構成市町議会の議員全員を対象とした説明会を開くように」とのご意見がございましたので、開催に向けて検討してまいります。また、組合内においてハラスメントが疑われる事案が発生したことにより、3 月臨時会におきまして、ハラスメントに関する相談窓口及び第三者委員会設置の議決がなされたため、弁護士 2 名と人権擁護委員 1 名で構成する第三者委員会を設置し、調査を行うこととしております。今後の施設運営及び施設整備について、より円滑に進めていくよう尽力いたしますので、議員各位並びに住民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

#### ○的野信之議長

以上で行政報告を終わります。まず、町長より提出されております「専決処分の報告（損害賠償の決定及び当該決定に伴う和解）2 件」「令和 6 年度 鞍手町 一般会計繰越明許費 繰越計算書」

「第 6 次 鞍手町総合計画」「鞍手町立小学校 統合整備事業基本設計業務の完了について」、及び監査より提出されております「例月 現金出納検査報告書」を送信していますのでご確認下さい。これより日程に入ります。日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第二百五条の規定により、議長において 1 番議員 許斐 英幸 議員及び 2 番議員 田中 二三輝 議員を指名します。

次に、日程第二、会期の決定を議題とします。今期 定例会の会期は、本日から 6 月 17 日までの 14 日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から 6 月 17 日までの 14 日間に決定しました。

○的野信之議長 次に進みます。

日程第三、議案第31号から日程第六、議案第36号までの4件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

#### ○岡崎邦博町長

日程第3議案第31号から日程第6、議案第34号までの4件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第3議案第31号は、専決第9号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の承認であります。本議案は「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」が、令和6年6月7日に公布され、法律に関する条項ずれが生じたことに伴い、鞍手町議会の個人情報の保護に関する条例の他、2条例の一部を令和7年3月31日付で専決処分により所要の改正を行ったものについて町議会の承認を得るものであります。

次に、日程第4議案第32号は、専決第10号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の承認であります。本議案は、「刑法等の一部を改正する法律」が令和4年6月17日に公布され、令和7年6月1日から施行されることに伴い、自由刑のうち懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑に一本化されることとなったため、鞍手町議会の個人情報の保護に関する条例の他10条例の一部を令和7年4月1日付で専決処分により所要の改正を行ったものについて町議会の承認を得るものであります。

次に、日程第5議案第33号は、専決第7号鞍手町税条例の一部を改正する条例の承認であります。本議案は、令和8年度の個人住民税から、新たな所得控除として大学生年代を対象とした特定親族特別控除の創設等を内容とする「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」及び「地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令等」が令和7年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、鞍手町税条例の一部を同年3月31日付けで専決処分により所要の改正を行ったものについて町議会の承認を得るものであります。

次に、日程第6議案第34号は、専決第8号鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認であります。本議案は、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引上げ及び5割・2割の減額対象となる世帯の所得の基準となる金額の引き上げを内容とする、「地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令」が令和7年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、鞍手町国民健康保険税条例の一部を同年3月31日付けで専決処分により所要の改正を行ったものについて町議会の承認を得るものであります。以上が、日程第3議案第31号から日程第6議案第34号までの提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○的野信之議長

本案に対する質疑は後日行います。日程第7、議案第35号から日程第11、議案第39号までの5件を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

## ○岡崎邦博町長

日程第7議案第35号から日程第11議案第39号までの5件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第7議案第35号は、鞍手町こども子育て基金条例であります。本議案は、こどもたちの健やかな成長を図り、子育てを地域において支えあい、安心して産み育てられる環境づくりを進めるため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、鞍手町こども子育て基金を設置するため条例を制定するものであります。

次に、日程第8議案第36号は、鞍手町社会福祉法人に対する助成に関する条例であります。本議案は、社会福祉法人に対し助成を行う場合の手続に関し、社会福祉法第58条第1項の規定に基づき必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、日程第9議案第37号は、鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。本議案は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」により、被保険者証の新たな発行が廃止されたことから鞍手町国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第10議案第38号は、鞍手町立学校設置条例の一部を改正する条例であります。本議案は、統合小学校の建設に関し、剣南小学校の仮設校舎を別敷地に設置することに伴い、剣南小学校の位置に変更が生じることから、鞍手町立学校設置条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第11議案第39号は、鞍手町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例であります。本議案は、「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令」が施行され、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が改正されたことに伴い、鞍手町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正するものであります。以上が、日程第7議案第35号から日程第11議案第39号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

## ○的野信之議長

本案に対する質疑は後日行います。日程第12、議案第40号から日程第14、議案第42号までの3件を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

## ○岡崎邦博町長

日程第12議案第40号から日程第14議案第42号までの3件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第12議案第40号は、令和7年度鞍手町一般会計補正予算第1号であります。本補正予算の主なものを申し上げますと、歳出では、2款総務費で、令和7年に「昭和100年」を迎えることを受け、本年4月に政府より「関連施策の推進について」の依頼があっており、同時に戦後80年も迎えることから、本町が今年度実施する町制施行70周年の記念行事と併せて「昭和100年、戦後80年」にちなんだ映画上映やトークショーを実施するための費用として、245万1千円を追加しております。

また、区長会事務費において、各自治会における屋外放送施設の新設及び既設施設の拡張、補修等に関する費用の一部補助について、補助金の申請件数が当初の見込みに達したことから、今後の新規申請に対応するため、屋外放送施設新設・補修費助成金として、15万円を追加しております。さらに、基幹システム管理費において、現在法務局と紙でのやり取りが行われている登記に係る税務通知について、電子データで受け取り、住民情報システムへ連携するため、システム改修等業務委託料として236万円を追加し、また、コンビニ交付システムについて、住民情報システムの標準化への移行に対応するため、システム構築等業務委託料として610万5千円を追加しております。次に、3款民生費では、定額減税補足給付金給付費（不足額給付）において、物価高騰による負担増を踏まえ令和6年度に所得税及び個人住民税の定額減税をしきれないと見込まれる方を対象とした調整給付を支給しましたが、本来給付すべき額との差額等を不足額給付金として給付するための関連費用として6,096万6千円を追加しております。また、議案第35号で上程しております基金設置条例に関し、令和6年度に子育て支援施策に役立ててほしいとの思いから寄附金をいただいたこともあり、こども・子育て支援の充実を図るために、寄附金などを財源として基金に積み立てて活用するため、児童福祉総務費で、こども子育て基金積立金として、100万円を追加しております。さらに、公立保育所及び認定こども園への給食の材料費高騰分に対する経費として、公立保育所費において、202万8千円を追加し、また、保育所等給食支援事業費において、358万8千円を追加しております。次に、6款農林水産業費では、水田農業DX（デジタルトランスフォーメーション）推進事業に係る県の補助事業について、採択される見込みがあることから、水田農業担い手機械導入支援事業から事業を組み換えたことにより、水田農業担い手機械導入支援事業費において、2,287万9千円を減額し、水田農業DX推進事業費において、2,287万9千円を追加しております。

次に、9款消防費では、消防施設管理事業費において、自治会等が維持・管理する火の見櫓などの消防施設が、老朽化により保守管理が困難となり、解体撤去費用に係る補助金の新規申請があったため、老朽消防施設等解体撤去費補助金として、19万8千円を追加しております。

次に、10款教育費では、小学校統合事業費において、基本設計が完了したことにより造成工事、解体工事及び仮設校舎工事について、今年度と令和8年度のスケジュール及び事業費を見直したことから、継続費の年割額を変更し工事費として、3億3,109万4千円を追加しております。

一方、歳入では、歳出予算の補正に関連して、15款 国庫支出金や16款県支出金で所要の補正を行っております。次に、17款財産収入では、議案第44号で上程しております財産の処分に関し土地売却収入として、1億474万9千円を追加しております。

次に、22款町債では、橋梁長寿命化事業、西川改修工事附帯事業及び小学校統合整備事業に関連した過疎対策事業債について所要の補正を行っております。そして、これらの要因により生じた財源不足額4,597万9千円を財政調整基金から繰り入れることにより、歳入歳出予算を調製しております。その結果、歳入歳出それぞれ4億1,189万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ106億3,424万8千円としております。

次に、日程第13議案第41号は、令和7年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号であります。本補正予算は、子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けたシステム改修に係る

もので、歳入では、国庫支出金の子ども・子育て支援事業費補助金の追加、歳出では、総務費のシステム改修等業務委託料を追加し、歳入歳出それぞれ660万円を追加して、予算総額を、歳入歳出それぞれ19億6,799万1千円としております。

次に、日程第14議案第42号は、令和7年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号であります。本補正予算は、子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けたシステム改修に係るもので、歳入では、国庫支出金の子ども・子育て支援事業費補助金の追加、歳出では、総務費のシステム改修等業務委託料を追加し、歳入歳出それぞれ209万円を追加して、予算総額を、歳入歳出それぞれ3億7,191万4千円としております。以上が、日程第12議案第40号から日程第14議案第42号までの提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○的野信之議長

本案に対する質疑は後日行います。次に日程第15、議案第43号及び日程第16、議案第44号の2件を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

#### ○岡崎邦博町長

日程第15議案第43号及び日程第16議案第44号の2件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。日程第15議案第43号は、財産の取得であります。本議案は、鞍手町消防団第4分団消防ポンプ自動車を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により町議会の議決を求めるものであります。なお、別紙で消防ポンプ自動車の外観例及び主な仕様を、次に、参考資料として装備品及び付属品の一覧を添付しておりますので、ご参照ください。また、提案にあたりましては、去る5月20日に、6事業者指名による競争入札を実施し、5月26日付で仮契約を締結しておりますことを申し添えます。

次に、日程第16議案第44号は、財産の処分であります。本議案は、鞍手インターチェンジ周辺開発区域内の土地を処分するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により町議会の議決を求めるものであります。なお、別紙で処分財産明細書を、次に、参考資料として鞍手インターチェンジ周辺開発の事業概要等についての資料を添付しておりますので、ご参照ください。また、提案にあたりましては、町有財産審議会による審議を経て、5月16日付で仮契約を締結しておりますことを申し添えます。以上が、日程第15議案第43号及び日程第16議案第44号の提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○的野信之議長

本案に対する質疑は後日行います。この際、休会についてお諮りします。明日5日から8日までの4日間を休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日5日から8日までの4日間を休会とすることに決定しました。以上をもって本日の日程は全部終了しました。本日はこれをもって散会します。

—— 閉会 10時23分 ——

~~~~~○~~~~~

| 令和7年度鞍手町議会第3回定例会会議録（第2号） | | | | | | |
|---|-----------------------|-------------|------------------|----------|-----------------------|----------|
| 招集場所 | 鞍手町役場議事堂 | | | | | |
| 開閉会
日時及び宣告 | 開 会 開 議 | | | 議 長 | | |
| | 令和7年6月9日 午後1時00分 | | | 的 野 信 之 | | |
| | 閉 会 開 議 | | | 議 長 | | |
| | 令和7年6月9日 午後3時20分 | | | 的 野 信 之 | | |
| 出席及び
欠席議員 | 議席
番号 | 氏 名 | 出欠
の別 | 議席
番号 | 氏 名 | 出欠
の別 |
| | 1 | 許 斐 英 幸 | 出 | 1 1 | 栗 田 美 和 | 出 |
| | 2 | 田 中 二 三 輝 | 出 | 1 2 | 西 藤 典 子 | 出 |
| | 3 | 星 正 彦 | 出 | 1 3 | 篠 原 哲 哉 | 出 |
| | 4 | 宇 田 川 亮 | 出 | | | |
| | 5 | 野 口 美 恵 子 | 出 | | | |
| | 6 | 新 谷 留 晴 | 出 | | | |
| | 7 | 的 野 信 之 | 出 | | | |
| | 8 | 石 井 大 輔 | 出 | | | |
| | 9 | 許 斐 潤 一 郎 | 出 | | | |
| 出席 13人

欠席 0人

欠員 0人 | 1 0 | 有 働 徳 仁 | 出 | | | |
| | 会議録署名議員 | 1 | 許 斐 英 幸 | 2 | 田 中 二 三 輝 | |

| | | | | | | |
|--|----------------|-------------|-----------------------------|------------------------------------|-----------|--------|
| 職務出席 | 議 会 事 務
局 長 | 武 谷 朋 視 | 出 | 議 会 事 務 局
次 長 | 寺 本 理 恵 | 出 |
| 地方自治法
第121条
により説明
出席者の
職氏名 | 町 長 | 岡 崎 邦 博 | 出 | 副 町 長 | 折 尾 敬 敏 | 出 |
| | 教 育 長 | 外 園 哲 也 | 出 | 会 計 課 長 | 小 長 光 弘 平 | 出 |
| | 総 務 課 長 | 梶 栗 恭 輔 | 出 | 都 市 整 備
課 長 | 西 生 卓 矢 | 出 |
| | 福 祉 人 権
課 長 | 田 鶴 原 竜 二 | 出 | ま ち づ く り
課 長 | 高 橋 奈 美 江 | 出 |
| | 税 務 保 険
課 長 | 石 田 克 | 出 | 産 業 振 興 課 長 兼 農 業
委 員 会 事 務 局 長 | 柴 田 隆 臣 | 出 |
| | 管 財 課 長 | 石 田 正 樹 | 出 | 上 下 水 道
課 長 | 神 谷 徹 | 出 |
| | 健康こども
課 長 | 沼 野 葉 子 | 出 | 教 育 課 長 | 森 永 健 一 | 出 |
| | 住 民 環 境
課 長 | 大 村 俊 夫 | 出 | | | |
| | | | | | | |
| 一般質問
質問者
及び時間 | 議席番号 | 氏 名 | 経過時間 | | | 質問時間 |
| | 9 | 許 斐 潤 一 郎 | 午後 1 時 0 1 分 ～ 午後 1 時 2 7 分 | | | 18/30分 |
| | 2 | 田 中 二 三 輝 | 午後 1 時 2 9 分 ～ 午後 2 時 0 1 分 | | | 21/30分 |
| | 休 憩 | | | | | 12分 |
| | 1 2 | 西 藤 典 子 | 午後 2 時 1 3 分 ～ 午後 3 時 4 2 分 | | | 20/30分 |
| | 4 | 宇 田 川 亮 | 午後 3 時 4 2 分 ～ 午後 3 時 1 9 分 | | | 14/30分 |
| ※一般質問
は答弁時間
を除き30分
以内 | | | | | | /30分 |
| | | | | | | /30分 |
| | | | | | | |
| 議事日程 | | 別 紙 の と お り | | | | |
| 付議事件 | | 別 紙 の と お り | | | | |
| 会議経過 | | 別 紙 の と お り | | | | |

令和7年 第3回 鞍手町議会定例会議事日程

6月9日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問

令和 7 年 6 月 9 日 6 月定例会一般質問。

〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜

—— 開議 13時00分 ——

○的野信之議長 これから本日の会議を開きます。これより日程に入ります。日程はお手元に送信しているとおりです。日程第1、一般質問を行います。質問は通告一覧表の順序により行います。なお、質問にあたっては、通告事項に従い簡明に、また答弁にあたっては的確なる答弁をお願いします。最初に9番議員、許斐潤一郎議員の質問を許可します。

一般質問 ① 許斐潤一郎議員

質問者：許斐潤一郎議員

答弁者：町長、教育長、福祉人権課長

○的野信之議長 許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員）

9番、許斐潤一郎。議長の許可を得ましたので、通告に従いまして、質問を行います。初めに、前回12月議会におきまして、手話の言語条例の一般質問をさせていただきました。手話の啓発活動の取組をお願いしておりましたところ、早速、町広報等にて、掲載の取組をしていただき、町長ありがとうございました。まだまだ町民の皆さんへの認知度、関心度は低いようですので、ぜひ継続していただければと思います。

さて、今回お聞きしたいのは、高齢化社会になりよく話題になっているのが認知症疾患への問題です。一昨日、テレビで認知症に関する報道がなされておりましたが、厚生労働省の発表では2025年には、認知症の人が730万人に達するとのこと。65歳以上の人で5人に1人、85歳以上の方は3人に1人が認知症になると見込まれております。2023年6月に、認知法基本法が成立して、昨年1月1日より施行されておるのはご承知のことと思います。内容につきましては共生社会の実現を推進するための基本法と位置づけられ、認知症の人が尊厳と希望を持って暮らせるように、国や自治体の責務と定めております。第8期鞍手町高齢者保健福祉計画に人に輝き健康に暮らせるまち、基本理念としまして、高齢者の健康づくりと、介護予防の一体的な推進及び重症化予防、生活支援の推進、生きがいくくりと社会参加への推進、認知症高齢者支援などがあります。ここでお聞きしたいのは、現在、町内で認知症であると認定されている方は何人くらいおられるのか。また症状についての区分等があればお聞きしたいと思います。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 この件につきましては担当課長に答弁させます。

○田鶴原竜二福祉人権課長

お答えします。当町の認知症者数の把握としましては、介護保険認定申請時に提出される主治医意見書に基づき、令和7年5月末時点で、941名と把握しております。以上です。

○的野信之議長 許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員）

ただいま、答弁にありましたように、だいたい推定するに当たりましては介護保険等での認定確認になるかと思えますけど、高齢者が多くなっている中、高齢者に限らず、若い方でも若年性の認知症があります。941名の方がやはり認定を受けられて認知症ということでもありますけども、町としての取組についてお聞きします。現在、庁内ではいろいろな相談が行われていると思いますが、徘徊ネットワークづくり、認知症フレイル対策、認知症のケア推進技法としてのユマニチュードなど、様々な対応について、町として取組はどのようになさっておられるのかお聞きいたします。

○的野信之議長 福祉人権課長。

○田鶴原竜二福祉人権課長

認知症対策の取組みといたしましては、地域包括支援センターにおける相談事業、認知症早期発見、早期対応を目的として、地域包括支援センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員と県の認知症医療センターである医療機関が自宅を訪問し、受診につなげるための認知症初期集中支援チームを設置しています。さらに、本人や御家族をサポートするために、認知症カフェの開催、また予防的な取組として、通いの場を7か所に設置しております。

○的野信之議長 許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員）

今、お聞きしましたら、包括支援センターを中心として、いろいろな取組みがなされておることですけれども、やはりいろんなところでの場は今後にも必要になると思います。まず認知症にならないためには、やはりしっかりとした予防があつていいのかと思います。だいたい脳の劣化が始まるのは40歳あたりからと言われております。ほぼここにおられる方は該当するのかなと思いますけれども、これに対して血管を大切にするとか、食生活をととのえる運動に心がける。飲酒、禁煙が過度にならない、活動や嗜好を端緒にしない、生き生きとした生活をおくる。家族、隣人、社会との人間関係をふだんから円滑にし、自らの健康管理に気をつけるなどとありますが、今後、町としてですね、認知症に対するガイドブック等の作成は予定があるのかどうかお聞きします。

○的野信之議長 福祉人権課長。

○田鶴原竜二福祉人権課長

今後、現在、令和3年度より認知症の症状や必要な支援、介護、医療介護サービスを一覧にしたシニアのためのガイドブックを配布しておりましたが、今年度は改訂版を作成し60歳以上の方がいる世帯に配布する予定としております。以上です。

○的野信之議長 許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員）

令和3年度に一覧表が配布されているということですが、今年度見直し60歳以上の方についてということですが、これは、全戸、60歳以上の方は全戸配布でよろしいのでしょうか。お聞きいたします。

○的野信之議長 福祉人権課長。

○田鶴原竜二福祉人権課長

はい、お答えします。60歳以上の方がいる世帯に全戸配布いたします。以上です。

○的野信之議長 許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員）

全戸配布になってますが、ご存じだと思いますけど、鞍手町におきましては、やはり自治区に加入されていない方が半数以上おられると思いますけど、そういうところに関しましては、お宅に関しましては、全部郵送ということによろしいのでしょうか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

認知症についてはですね、先ほどから質問がありますように、これからもですね、増えていく可能性もあります。そういったことも考え合わせてですね、先ほど所管課長が答弁しましたように、60歳以上の方がいる世帯にはですね、全戸配布をしたいというふうに考えております。

○的野信之議長 許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員）

一応、全戸配布されるということでちょっと安心しております。

次に、地域における関連施設についての連携ですけれども、現在庁内に認知症の施設通所グループホームが何か所あるか、町長ご存じですか。1ユニット、及び2ユニット、それぞれの施設が5か所あります。施設は地域密着型で入所者はほとんどの方が町内の方です。各施設と行政との定期的な意見交換や、情報共有がないと、施設関係者の方よりお聞きしております。施設間や行政でしか得られない独自の情報があると思いますが、今後の連携等についての対応をどのようにお考えになっているのか、お聞きしたいと思います。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

当町ではですね、認知症高齢者介護の施設として、今質問者が言われましたようにグループホームが5か所あります。各グループホームにおいて利用者、民生委員部長、入居者の家族で構成される運営推進会議が定期的に開催されており、入居者の生活状況や施設の取組などについて報告が行われ、地域との連携がとられています。またグループホームにおいて介護している家族や地域の住民を対象に、家族介護教室を開催し、介護技術の取得や、介護者自身の健康づくりについて知識を深め交流を図っているところです。しかしながらグループホーム同士の連携についてはですね、町

の職員も運営会議に出席しておりますので、各施設での運営推進会議から出た要望、助言等、ご意見をちょうだいしながら、連携について考えているところです。

○的野信之議長 許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員）

今、町長がおっしゃいましたけれど、施設さんと施設長さんあたりとも話をさせていただくんですけれども、施設によって差はあるみたいですが、やはり地域の民生委員さん、区長さん、それとご家族、施設の方々とですね、ときに、役場の職員の方お見えになって、今おっしゃったような連携会議が行われている所も施設もありますけど、ないという施設も、直接お聞きしておりますので、やはり、先ほども申し上げましたように、大事な連携になると思いますので、今後も続けて、改善を図っていただければと思います。

次にお聞きしたいのは、庁内での認知症理解への普及活動ですけども、認知症に対する理解と、習得として全国キャラバンメイト連絡協議会があり、キャラバンメイトさんの一定の研修を受けたうえで、認知症サポーターの方の養成、講師役としてなさっておられます。自治体など共同して養成講座を担当されています。現在の町内におけるキャラバンメイトさんは何人で活躍、活動されているのか、同時に受講された認知症サポーターの方は何人くらいおられて、どういう活動をされているのかをお聞きしたいと思います。

○的野信之議長 福祉人権課長。

○田鶴原竜二福祉人権課長

お答えします。まずキャラバンメイト、養成研修につきましては、昨年度については町内では開催できておりませんが、県の県社協のほうに実施していただけるキャラバンメイトのほうをご案内させていただいております。現在、町内で活躍されてあるキャラバンメイトの方は、令和6年度末で15名いらっしゃいます。認知症サポーター養成講座につきましては、年8回開催し、小学校で6か所、その他、地区の老人クラブで2か所、100名の方をサポーターのほうを養成してます。以上です。

○的野信之議長 許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員）

今お聞きしましたけど、キャラバンメイトさんが、令和6年度で15名、講座のほうも8回、小学校等でも行われている地域でも行われているということで、町内で100名ほどの認知症のサポーターの方が養成されているようですけども、これは非常に大事なことだと思いますので、やはり実施していくのはこれからも必要だと思います。サポーターの方の要請を今、人数等もお聞きしましたけれども、団体学校などで実施されているようで、件数も結構行われてるよ、年間行われているということで、講座を受講された認知症サポーターの方は、その後の活動、100名ぐらい前年度おられますけども、どのように、取組みが生かされているのか、そのへんもお聞きしたいと思います。

○的野信之議長 福祉人権課長。

○田鶴原竜二福祉人権課長

はい。お答えします。認知症サポーター養成講座を受講された認知症サポーターの方に、期待されることにつきましては、認知症に対して正しく理解し、偏見を持たない、認知症の人や家族に対して温かい目で見守る、近隣の認知症の人や家族に対して、自分なりできる簡単なことを実践するということを期待されます。以上です。

○的野信之議長 許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員）

今のご回答からよりますと、あれですけれども、やはりサポーターの方の受講後の活動内容をどういうふうな活動をされてるのか、例えば地域の方に、またそれを学習していただくとかですね、そういう活動とかは、取組はなされてるんでしょうか。

○的野信之議長 福祉人権課長。

○田鶴原竜二福祉人権課長

お答えします。認知症サポーターの方についての、その後の詳細については把握していないのが現状です。以上です。

○的野信之議長 許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員）

せっかくですね、やはりキャラバンメイトさんのほうでサポートさんをですね、要請されておりますので、やはり、受講されたサポーターさんもですね、今後活躍の場をですね、どんどん広げていけるような、つくりをやっぱりしていく、していただかなくてはいけないのじゃないかなと思います。それで先ほどもありましたけども、町内6小学校で、サポーター教育、講座が行われてるということですけども、各学校単位での受講後の活動取組は、どのように行われているのか。お聞きしたいと思います。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長

各学校でサポーターのキャラバンメイトのですね取組をした後は、基本的には小学生ですので、基本的な認知症について理解することが重点でありまして、この活動についてはいたしております。

○的野信之議長 許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員）

活動がその後の取組がないということですけども、例えば、やはり受講後にですね、地域に先ほども申し上げましたけども、5つのグループホームさんがございますので、そういうところなんのに、PTAも巻き込んでですね、訪問活動なんかをされて、実際に触れ合っていくことが大切じゃないかなと思います。ぜひ検討していただければと思います。

最後に認知症の方との地域住民との共生について、質問に移らせてもらいます。認知症は誰にでも起こります。認知症の人と、家族のよき理解者となるために、地域でのつながりが必要です。包

括支援センターでの認知症カフェや通いの場、介護サポーター等々の取組が、試行錯誤の中、頑張っていると思います。このような活動は、地域おこしに向けてのヒントがたくさんあると思いますけども、町長はどのようにお考えでしょうか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

今、質問者が言われましたように認知症カフェについてもですねボランティアの方たちが、カフェくらじ、または赤レンガとしてですね、活動されていることは承知をしております。認知症の方々が地域で安心して暮らせる環境を整えるためにですね、地域包括ケアシステムの推進が必要であり、地域包括ケアシステムの推進に向けては、行政だけではなく、地域住民や企業、医療介護関係者が一体となって取り組むことが重要と考えております。当町といたしましてもですね、これまで実施してきた認知症サポーター養成講座を引き続き実施し、幅広い層が認知症について学んで頂き、地域全体で認知症の方を受入れ、支える環境が必要と考えております。今後も認知症の方々が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるように、地域社会全体で支える仕組みづくりを推進し、施策の充実に努めてまいりたいと考えております。

○的野信之議長 許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員）

活動は承知されているということで、いろんな地域包括ケアシステム、この中にもたくさんの項目がございますけども、そういうところも承知の上で、取り組まれているというところで理解したいと思います。ところで、町長は、小さな親切運動は御存じですか。これは、私は長年、行橋のほうで仕事に行っておりましたけど、非常に盛んに小さな親切運動が行われておりました。よく聞くのが小さな親切大きなお世話です。意味のいい替えをしてみますと、余計なお世話、気遣い無用ほっておいてくれ、などがありますが、私は、違う見方をしております。この言葉に対してですね、やはりささいな親切は、受ける側からすれば、大きな世話すなわち支援、援助をもらっていることだと思います。認知症に限らず、高齢者、障害者、子供、様々な病気を持った方への、小さな支援は、地域で暮らす人が、日頃から意識を持っていないとなかなか地域で支え合い、生活していく上で、本来の地域共生にはつながらないと思っております。鞍手町で最期を迎えるときに、住んでいてよかったと言えるように、地域での見守りや助け合いは、大切なことだと私は思います。町長として、地域共生の取組について手短で結構ですので、考えをお聞きたいと思います。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

行橋で、小さな新設運動はあつてるということについては承知はしておりません。今、質問者が言われるようにですね、やっぱり近隣近くにいる、よく言えば、隣近所の方たちですね、高齢者の人に対する、または障害を持ってる方に対するまたいろいろな、子育て支援をされてる家庭、様々なですね、地域には方たちがいるわけで、その人たちのことをですね、やはり、つながりをどう持っていくか。それが共生につながるというふうに思います。小さな親切は先ほど言われたよう

に、大きなお世話というようなことではなくてですね、実際にやはり相互がつながりを持って、そして支え合う、そういった社会がですね、共生社会というふうなことではないかなというふうに私自身は考えています。そのためには、介護、認知症のことで限って言えばですね、先ほど、認知症では、キャラバンメイトだとか、サポーター養成講座とかで、まずは認知症を知ることでもありますし、知ることによって地域にそういう方たちがいればですね、その中で講習で受けたことを実践していただくというようなことがですね、認知症の方を地域で支えることにつながるのかなというふうに思っています。いずれにしても、だんだんと今世の中がですね、コミュニティーが気薄になってるというようなこともありますので、やはり意識を持って、先ほどから繰り返しますが、皆さんとのつながりを持っていくことが大事かなというふうに考えております。

○的野信之議長 許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員）

そうですね、やはり言われますように、地域がだんだん縮小していったのは現状だと思いますけども、やはりそういうところでつながりっていうのは、私は大事だと思います。やはり今回、徘徊については触れませんでしたけども、やはり、認知症の方っていうのは、隣近所等に知られたくないというようなこともあります。どうしても籠ってしまう、近所の方も知らないということが、やはり今後大きな問題になってくるんじゃないかと思っております。町長もケアマネの資格をお持ちです。平成25年に認知症の一般質問も町長されております。認知症の理解については十分町長お持ちだと思いますので、さらなる今後も認知症の推進取組についてですね、地域住民の方とか、いろんな方とですね行政もしっかり入ってですね、取り組んでいってほしいと、推進していただきたいと思っております。以上、質問を終わります。

○的野信之議長 以上で、許斐潤一郎議員の質問を終了します。

一般質問 ② 田中二三輝議員

質問者：田中二三輝議員

答弁者：町長、教育長、総務課長

○的野信之議長 次に、2番議員 田中二三輝議員の質問を許可します。田中二三輝議員。

○2番（田中二三輝議員）

2番。本年1月に新庁舎の移転が行われ、新たな一歩を踏み出しました。しかしながら、鞍手町長の社会福祉協議会に対する人事介入疑惑やじん芥処理施設組合職員に対するパワハラ疑惑などが、3月から幾度となくメディア報道され、鞍手町の名誉を著しく失墜させていることは非常に残念に思います。今回、定例会初日に行われた行政報告では、じん芥処理組合におけるパワハラ疑惑の詳細な説明が報告されてはいません。11日に開催される、議会全員協議会で、この件について

質疑したいというふうに考えております。

さて町長を起因とする鞍手町の不名誉な一連の報道内容、これを再度確認分析したところ、ハラスメントだと疑われる行為であるというふうに考えられるのではないかと、いうふうに判断をいたしました。そこでハラスメントに対する認識や、防止策等を本日の一般質問で提案したいというふうに考えております。これが今回の一般質問の趣旨であります。それでは、通告に従って一般質問を行います。まず、ハラスメントと聞いてイメージするものは、パワハラ、セクハラ、これが頭に浮かびますが、最近の情報では、その種類は、50種類以上のハラスメントが存在するというふうに言われております。まず、町長及び教育長は、ハラスメントに関しどのような認識をお持ちなのか、どのような定義で受け止めておられるのか、この件について、教育長にお答えを頂いて、続いて町長にお答えを頂きたいというふうに考えます。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長

ハラスメント等は日本語で嫌がらせに当たる言葉で、相手を不快にさせる言動によって苦しめたり悩ませたりする行為全般を指す言葉です。相手の尊厳を感じた発言や、圧力を与える態度などがハラスメントに当たると考えております。また、故意的な迷惑行為はもちろん、たとえ無意識であったとしても、不用意な言葉や行動で相手を傷つけてしまった場合もハラスメントに当たると思います。以上です。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

先ほど質問者が言われましたように、ハラスメントには様々なハラスメントの種類があります。私がここで調べた中でも、モラルハラスメント、マタニティーハラスメント、リストラハラスメント、アルコールハラスメント、スモークハラスメント、ジェンダーハラスメント、ソジ（SOGI）ハラスメント、レイシャルハラスメント、レリジャスハラスメント、コミュニケーションハラスメント、エイジハラスメント、エンジョイハラスメント、ソーシャルハラスメントパーソナルハラスメント、リモートハラスメント、スクールハラスメント、就活終われハラスメント、家事ハラスメント、アカデミックハラスメント、ゼクシャルハラスメント、というようにですね非常に多様なハラスメントがあります。その中で、先ほどもありましたように、相手の不適切な言動によって精神的または肉体的に苦痛や不利益を与える行為のことで、具体的には属性や人格に関する言動で、不快感や不利益を与え、尊厳を傷つける行為が含まれます。行為者の意図は関係なく相手が不快と感じればハラスメントとみなされることもあるというふうに考えます。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

おふたりのハラスメントに対する認識といったものは、理解できました。ハラスメントに関する一般的な定義というのは先ほどご両名がおっしゃったとおり、相手に不快感を与えるいじめや嫌がらせによって、被害者の就業環境を悪化させる行為全般のことであるというふうに言われておりま

す。また暴力などの身体的な行為のみならず、暴言や無視といった精神的なダメージを与える行為もハラスメントにあたる。ハラスメントには、その原因によって様々な種類があると。今、町長がおっしゃった、いろんなハラスメントがあります。それ以上にもあると思います。最近ではハラハラといって、ハラスメントハラスメントといって、そういったハラスメントもあるというふうに聞いてますが、いずれにしろ、町長が最後におっしゃったように、相手を不快にさせる言動、受け取る相手がどのように受け止めているのか、これによって、ハラスメントが発生するもしくはハラスメントを疑われるということになります。本来ここでこの件は理解してますかと、いうふうに町長にお伺いしようと思いましたが、町長はじゅうにぶんにご理解されているようなので、次に進みますが、ハラスメントに関して先ほども申し上げました。50種類以上、そして町長もその一部をご紹介します。全て理解する、そして全てに対応する、これ非常に困難だというふうに考えます。そこで、民間労働法、これが地方公共団体にも、原則適用されるといって各種ハラスメントに関する民間労働法は地方公共団体にも適用されているというふうな解釈がありますが、まずこのこと町長はご存じですよ。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

承知をしております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

ご理解、了承されているということを確認いたしました。地方公共団体におけるハラスメント対策として代表的なもの、これは三つのハラスメント対策というのが挙げられております。ひとつが、ハラスメント対策、失礼、セクシャルハラスメント対策、2番目、マタニティーハラスメント対策、そして、もうひとつがパワーハラスメント対策、これらのハラスメント対策を強化するため、労働施策総合推進法を改正して、令和2年6月1日に施行され、地方公共団体は、セクハラ対策、パワハラ対策等を防止するため、雇用管理上講ずべき処置義務の適用を受けるというふうになっております。この内容は、厚生労働大臣が定める、指針が示されている事業主が講ずべき処置10項目であるというふうに、指定をされております。この内容は既にご存じですよ町長。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

ここにありますように、事業主が雇用管理上講ずべき措置として、厚生労働大臣の指針により10項目が定められておると。事業主はこれを必ず実施しなければなりません。企業の規模や職場の状況に応じて、適切な実施状況を選択するよう具体例を示すということで10項目があります。以上です。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

本町での、この厚労大臣が定める指針による処置10項目が適切に処置されているのか否か、実

感としては、まだまだ足りていないもしくは、この処置がされていないのではないかなというふう
に受け止めておりますが、現状はいかがでしょうか。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長

私のほうからお答えさせていただきます。今、田中議員のご質問ですが、厚生労働大臣が定める
指針により、事業主が講ずべき措置、項目が大きく分類しまして、4項目、細分化して10項目示
されております。大分類のひとつが、事業主の方針の明確化及びその周知啓発、二つ目が相談、苦
情に応じ適切に対応するために必要な体制の整備、三つ目が職場におけるハラスメントに係る事後
の迅速かつ適切な対応、四つ目が1から3までの措置と合わせて講ずべき措置となっております。
本町におきましては、令和6年3月に、職員のハラスメント防止等に関する要綱を定めておりま
す。この項目に沿いまして、本町における職員のハラスメント対策を講じてはおります。なおこの
要綱につきましても、広く職員には周知をしているところです。ただ、おっしゃいますように10
項目全てが完璧に今取り組まれているかといいますと、いささかそうでもない部分というところか
あろうかと思います。以上です。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

今、担当課長のほうから説明がありました。10項目全てが対応されていないところもある。当
然そういった要綱等で職員の方には、周知はされていくということだと理解をいたしますが、この
10項目、これ、法律上の義務として受け止めるべきじゃないかなというふうにもありますし、資
料等を調べるとやはり、未設置の場合は、法律上の義務が履行できていない状態であるということ
を認識して、速やかに必要な処置を講じていただきたいというふうにあります。

今、各自治体等々で、総務省のほうでアンケート調査をしたという内容の資料を目にしますと、
この10項目全てではありません、一部、今鞍手町の状況もそうだと思いますが、全く着手してな
いというのが約2割程度あると、そして8割が何らかの形で処置をしているというふうになって
いるという資料を目にしました。したがって、今回、この10項目、この中でも、やはり、大きな
意味で、職員の方のハラスメントがない環境、就業に対して集中できる環境、こういったものをや
はり職員の方には、安心して働ける職場環境といったものを提示すべき、提案すべきじゃないかな
というふうにも考えますので、この指針に対する今後の取組何かお考えがあればご紹介頂きたい。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

先ほど質問者から数字がありましたけども、こちらのほうで把握しているものにつきましてはで
すね、福岡県内においては令和7年4月1日現在で、条例を定めている自治体は4団体です。その
全てがですね議会議員を対象とした条例になっております。本町におきましては先ほど担当課長か
ら答弁がありましたように、職員のハラスメント防止等に関する要綱を定めております。これの要
望についてですね、常勤または非常勤を問わずですね、特別職を含めて見直しを行うのか、または

新しく条例を制定するかとか、今後、研究は必要かなというふうには思っております。先ほど紹介していただいています、事業主が雇用管理上講ずべき措置としての厚労省のものについては、基本的にはセクシャルハラスメント防止というのが主体となっているということです。ここで読み上げますとですね一番としては、セクハラの内容あつてはならない旨の方針の明確化と周知啓発。二つ目として行為者の厳正な対象方針内容の規定化と周知啓発、この職場におけるハラスメントにおける性的な言動を行った者に対しては、言動に対処する旨の方針というようなことを書かれておりますし、3番目の相談窓口、これについても、セクシャルハラスメントが対象ということなのかなというふうに思っております。4番目の相談に対する適切な対応ということの職場におけるハラスメントが現実には生じる場合だけでなく、その発生のおそれがある場合や、職場におけるセクシャルハラスメントが該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応するというようなこと。5番目はですね事実関係の迅速な、かつ正確な確認ということで、職場におけるセクシャルハラスメントに係る事後の迅速な適用や適切な対応ということ、6番目は被害者に対する適切な配慮の措置及び実施として、職場におけるセクシャルハラスメントが生じた事実が確認できた場合において速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行うこと。7番目としまして、行為者に対する適正な措置の実施として、職場におけるセクシャルハラスメントが生じた事実が確認できた場合において、速やかに行行為者に対する措置を適正に行うこと。8番目は再発防止策の実施として、職場におけるセクシャルハラスメントに関する方針を周知啓発するなどの再発防止に向けた措置を講じること。9番目として当事者のプライバシー保護に対する措置の実施と周知として職場におけるセクシャルハラスメントに係る相談者、行為者の情報はその相談者、行為者等のプライバシーに属するものであるから相談への対応、またはそのセクシャルハラスメントに係る事後の対応にあたっては相談者、行為者のプライバシーの保護のための必要な措置を講じる。最後に10番目としましては相談、協力者等を理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨の定めとして、周知啓発をすることとして、労働者が職場におけるセクシャルハラスメントに関し、相談をしたことまたは事実関係の確認に協力した等を理由として不利益な取扱いを行ってはならない旨を定め労働者に通知啓発すること、ということが、今回、議員、質問者から提案されました事業主が雇用管理上講ずべき措置として、厚労省、厚労大臣の指針による10項目が定めておるというふうに感じております。いずれにいたしましても、ハラスメント自体はですね、やはり職場環境を整える上でも対応策が必要というふうにも考えております。先ほども申したように、職員のハラスメント防止等に関する要綱がありますけども、これで不十分な点がありましたらですね、先ほども言いましたように今後、調査研究をしてまいりたいと思います。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

何か最後の質問のところを先に答えを頂いたみたいですが、最後の、条例、制定云々というところはまた後ほど提案をいたしますけども、今、パワハラ、セクハラ、マタハラ、これだけではなくて、先進地においてはカスハラ対策、これもしっかりと講じておる自治体がある。カスハラに

対しては、非常に大きな問題だというふうに受け止めております。被害を受けた職員の今度はメンタルヘルス、これが不調になると、非常に職務執行に対して、差し障りがあるんじゃないかというふうにも考えますので、対応、相談や対応策等を含めて、これはマニュアル化しているところが結構あるというふうな資料もありますので、ぜひ調査研究をして、このマニュアルの作成等を念頭に置いた取組といったものを行っていただきたいと思いますけれども、カスハラの件いかがですか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

特に、カスハラについては、やはり職員を守るという立場からですね、私は必要ではないかなというふうにも思います。ここでそういう事案が発生しているかどうかということについてはですね、申し上げることはありませんけども、やはりそれに、にたようなことも、実際に起こっているというふうに感じるところがあります。そういった意味から、先ほども言いましたように、職場環境を整え、職員をですね、そういったカスハラから守るという意味からしてもですね、それに対する対応は必要ではないかなというふうに考えております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

ぜひ積極的にご対応頂きたいというふうに思いますし、ハラスメント被害を受けた職員の今度、相談窓口の設置というのが先ほどの10項目にも、町長が説明したとおりありました。このハラスメントの被害といったものについては、セクハラであったり、カスハラであったり、パワハラであったり、マタハラであったり、これは、それぞれの対処対応する法律が、一本ではありません。それぞれ法律が分かれてるというふうに理解してます。セクハラ等によると、マタハラ、これは男女雇用機会均等法が引っかかってくるだろうし、パワハラはもちろん、労基法等々の民間労働法が引っかかってくるだろうとこういうふうにも思います。したがって、相談窓口については、やはり法律の専門的知識を持った外部の相談窓口の設置といったことをまず念頭に置いて、より良い、より職員の安心につながるつながるような、環境づくりといったものも検討が必要だというふうに考えますので、そういったことも含めた上での職員の安心して働ける環境づくりをつくり上げていくんだという思いがあるか否か、それを町長お聞きます。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

先ほど何度もお話をしていますが鞍手町にもですね、ハラスメント防止に関する要綱が定めておりまして、第6条にはですね相談窓口の設置というところがあります。相談等に対処するため、総務課内にハラスメント相談窓口を設置するというので、まずは相談員としましてですね、総務課人事担当係長、職員組合が推薦する職員の男女各1名ずつの3名で、相談員ということを設置しております。またですね、その後必要に応じ第三者機関の専門家を加え相談等に対応できるものとするということもありまして、ハラスメント対策委員会の設置についてもここで定めておりまして、相談、ハラスメント対策委員会としては、副町長、総務課長、福祉人権課長、保健師の資格を有す

る職員1名、職員組合が推薦する職員男女1名で構成する対策委員会を設置ができるようになっております。まずはここですね、相談を受け、対策委員会で協議をし、先ほど言いましたように必要に応じ、第三者機関の専門家を交えて相談できるというふうな対応をこの要綱の中で定めております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

積極的にね、相談窓口といったものの位置づけ、こういったものは、やはり強化すべきだというふうにも思いますし、これ地方公務員だから、厚生委員会、鞍手町の場合は、県かな、そういったところにも相談ができるというようなこともね、含めて、職員の方にはぜひね、周知徹底していただきたい。いうふうに考えてますので、今後の対応と積極的に行っていただき、いうふうに考えます。今日はね、一般質問ですから、ハラスメント防止について町長の意見を求めてまいりましたが、このハラスメント防止に関して、先ほど町長が条例の話もされてましたけども、町長に限らず、我々議員も含めた全ての特別職に対するハラスメント防止対策をこれをね、講じる必要があると。そして、このハラスメントの行為の抑止、これにつなげるべく、必要なものを整理する、整備する。その一環として、ハラスメント防止に関する条例といったものの制定というのはね、僕は積極的に取り組むべきだと。要綱があるからっていうふうに、先ほど、説明をされておりますけども、やはり要綱よりも、もう一段階上の条例といったものを示すことによって、鞍手町のハラスメント防止に対する姿勢といったものも示されるだろうし、我々も、ハラスメントの加害者にならないような、そういった抑止力といったものの整備といったものも必要になってくるんじゃないかなというふうに痛感をしておりますので、その辺について、ハラスメント防止に関する条例の制定についてね、先ほど町長言われましたけども、今の私の話を聞いて、もう一度お願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

先ほどの答弁の繰り返しになりますけども、要綱も定めております。今、質問者の言われましたように、常勤、非常勤を問わずですね、特別職を含めて見直しを行うか、また新しく条例を制定していくかは今後、調査研究していきたいというふうに考えております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

ぜひ、積極的に取り組んで頂きたいというふうに思います。我々、特別職、町長も含め、副町長、教育長も含めてね。ただ特別職そして我々議会、議員のように非常勤だけど、特別職という位置づけがあります。常に発する言葉というのは、これかなりの影響力があります。したがって、発する言葉に最善の注意をして、相手が、個人であろうと団体であろうと、法人であるにかかわらずね、不快な思いをさせた場合は、まず自らを正当化することなく、また言い訳することなく、真摯に受け止め、勇気を持って活動するという必要があるというふうに考えます。たとえ録音されていなくても、常に丁寧な言葉を選び、誠実な態度で行動するといったことが求められているんじゃないかな

ないかなというふうにも思いますし、私自身も、そのことを痛感をしているところであります。

今日たまたま議事堂に入りますと、県議会から、ハラスメントに対する議員に対しての研修といったものの資料が配付されておりました。何も私がこの一般質問を行うからこれを配っておいてくれと言ったわけじゃありません。偶然にも、この研修会のお誘いの県議会からのお誘いの文書です。もちろん、こういった一般質問をしている以上、研修会に私個人的に参加しようというふうにも考えておりますが。近隣の市長さんが、市長っていったらあれだな、近隣の首長が、ハラスメント防止に対する、ハラスメントに対するかな、ハラスメント防止に対するかな、研修を受けたと。それも3度受けた。非常に自分のためになった、身についた、勉強になった、そういった感想を持ちの首長さんと土曜日、お会いをして少しお話をいたしました。ぜひね、岡崎町長、こういった研修といったものを、ぜひお受け頂いてしっかりとこのハラスメント防止に対して、しっかりと取り組む、そしてしっかりと前向きに改善していくんだ、もしくは対処対応に必要なものは、しっかりとやっていくんだといったことの姿勢を示すためにもね、ぜひそういった研修を受けていただきたいというふうに思いますし、受けるべきじゃないかなということも、一言付け加えておきます。

これは全てが職員が安心して働くことのできる環境づくりにつながるとそして、我々特別職が常にハラスメント防止をしっかりと認識して行動していく。このことで、鞍手町の職員の方、行う事業、これの推進にもつながるだろうし、強いて言えば、そのことが町民に対して住みよいまちづくりにつながっていくんじゃないかというふうに思います。ぜひね、このハラスメント、しつこいようだけでも、ハラスメント防止条例、これについては、要綱があるから云々じゃなくて、しっかりとした条例をつくり上げて、常にその抑止、そしてその認識を持って、今後活動していただきたいというふうに考えて、考えておりますのでそのことをね、強く求めます。

そして今回、このような鞍手町の不名誉な一連の報道はね、改めて私議員としての日頃の態度を見直す機会となりました。これまでの態度や行動、しっかりと思い起こして反省をして、私自身がハラスメント加害者にならないよう、今後の活動に生かしたいというふうに強く感じたところであります。そのことも含めて、ここではっきりと明言をし、今後、ハラスメント防止、積極的に取り組んでいくことを約束して、私の一般質問を終わります。以上。

○的野信之議長　以上で、田中二三輝議員の質問を終了します。ここでしばらく休憩します。

—— 休憩 14時01分 ——

~~~~~○~~~~~

—— 再開 14時13分 ——

質問者：西藤典子議員

答弁者：町長、福祉人権課長

○的野信之議長 次に、12番議員 西藤典子議員の質問を許可します。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

12番。通告に従いまして5点につきまして一般質問をいたします。

まず、自衛隊への個人情報の提供について質問いたします。私は、今から2年前の2023年の6月議会におきまして、初めてこの件について質問いたしました。その年の5月11日付の西日本新聞に、自衛隊は採用活動で市町村が管理する住民基本台帳を基に、18歳や22歳の人をリストアップし名簿で提供するよう要請したと。22年度、福岡県内で22市町村、県内自治体の37%が応じたという記事が掲載されまして、その中に鞍手町との記述があったことによるものです。私は、いつから提供しているのかと質問いたしました。そうしましたらば、令和3年、2021年からと答弁がありました。で、以来2024年、令和6年度までに今まで4回、鞍手町の18歳と22歳の若者の住所、氏名、性別、生年月日の4つの個人情報が、自衛官または自衛官候補生の募集事務に関する資料として、紙による名簿で自衛隊に提供されているということでございます。令和5年の12月議会で、私はそれまでの過去3年間、対象者の個人情報が本人の承諾もなく提供されていることの問題を質問しましたが、令和6年の3月議会で令和6年度より自衛隊への個人情報の提供については、広く町民に周知されるよう措置を講じた上で対象者が外部提供を希望しない旨を町長に申請するという除外申請を受け、審査の上、除外申請者名簿登録名簿に登録し、対象者情報から除外するという提案がありました。そして昨年、令和6年度は初めての除外申請者22歳の男性1名と22歳の女性1名の2人が上がり、この2人を除く合計235名の個人情報が自衛隊に提供されました。昨年度の令和6年6月議会での町長の、除外申請者を除き今後も自衛隊からの依頼に応じていくという答弁に対しまして、私は名簿は提出せず、住民基本台帳の閲覧についての除外申請を受け付けているお隣、直方市の対応の採用を鞍手町においてもお願いしたいと申し述べました。これが今日までの経過でございます。

そこで質問でございます。今年度の5月末までの除外申請者はどうになりましたか。内訳と合計数をお知らせください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 この件につきましては担当課長に答弁させます。

○的野信之議長 住民環境課長。

○大村俊夫住民環境課長

はい。お答えいたします。今年度の自衛官等募集対象者情報の除外申請者数は、今年度18歳に

なる女性の方1名、22歳になる女性の方1名の合計2名でございます。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

次の質問に移らせていただきます。今年度の自衛隊からの依頼の内容、そして今年度の名簿の提出予定日、名簿の提出者数はどうなりますでしょうか。お知らせください。

○的野信之議長 住民環境課長。

○大村俊夫住民環境課長

はい。お答えいたします。令和7年4月10日付けの文書にて、自衛隊法第97条及び同施行令第120条の規定に基づいた住民基本情報の提供依頼がございました。請求に係る住民の範囲は、平成19年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた方、これは今年度18歳になる方でございます。及び平成15年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方、今年度22歳になる方でございます。の氏名、生年月日、性別、住所でございます。この提供依頼に対しましては、除外申請者を除いて、名簿を作成し6月2日に自衛隊福岡地方協力本部に提供いたしました。今回の依頼により情報提供を行った者の数は、今年度18歳になる方が男性67名、女性65名の計132名、今年度22歳になる方が男性54名、女性42名の96名でございます。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

今年の5月16日付けの朝日新聞の記事にこういう記事が載りました。台湾有事などを念頭に、沖縄県の先島諸島の住民、宮古島市とか与那国町などが含まれますが、沖縄県の先島諸島の住民ら11万人を九州、山口に避難させる計画作りが進んでいるというものでございました。その内容を見ますと、福岡空港まで飛行機で来て、福岡空港から貸切りバスや鉄道に乗換え、避難先に分散させ、ホテルに入室しましたら避難完了という内容だそうであります。で、受入れ先なんですけれども、福岡県の近隣では北九州市に1万2300人、飯塚市に1700人、田川市に1100人受入れると、こういう内容でございました。ちょっと正気とは思えないという印象を抱きましたが、こういうことが真面目に計画が進められているという状況があります。

また、5月27日付けの新聞赤旗の記事によりますと、陸上自衛隊員が戦死した場合に備えて、葬祭業の業界団体と陸上自衛隊が2月に協定を結んだ協定書を入手したという記事が載っております。これは新聞赤旗が情報公開請求で防衛省が協定の内容を開示したという内容でございます。その中には必要な資材、納体袋、棺、保冷剤等の確保とか遺体の安置とか遺品の引渡しとかもありますが、エンバーミング、これは遺体の防腐処理ですが、ご遺体の血液を抜きまして、防腐剤を入れるということに関する講義の実施を全総連に陸上自衛隊が協力してもらうというような情報も入っているわけであります。そういうことが載っております、本当に知らないうちに事態はどんどんと進んでいっていると恐ろしささえ感じた次第でございます。こういうふうな緊迫の度を増す現在の情勢の中で、今までどおり自衛隊への貴重な情報を提供し続けることにつきまして、町長としてはどのようなご見解をお持ちでしょうか。伺いたいと思います。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

先ほど担当課長が答弁しましたとおり、自衛隊法第97条及び同施行令120条の規定に基づいて、住民基本情報の提供依頼がありましたら、今までどおり提供してまいります。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

今まで何度も私質問してきましたから、もうこれ以上繰り返すつもりはありませんけれども、提出しなくても何のおとがめも受けない。大切な個人情報の提供は早くやめてほしいと。お隣の直方市におきましては名簿は提供していない。そして住民基本台帳についても除外申請をして、そこから外してもらいたい人については資料を出さないようにしておる。何もおとがめも受けてない、そういうところもあるわけですので、大切な個人情報の提供は1日も早くやめていただきたいとこのことを心よりお願いいたしましてこの質問は終わります。

次の質問に移らせていただきます。学校給食の公会計化について質問いたします。鞍手町におきましては、学校給食費の徴収の実態はどうなっているのでしょうか。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長

給食の徴収方法につきましては、各学校において児童生徒、並びに教職員などの給食費を現金または口座振替にて徴収しております。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

集めましたものを、3か月前もちょっとお尋ねしましたらば、そういう2つのパターンがあって現金と口座振替で納付して、これは学校がまとめて、先生とか事務官の方がまとめて給食センターに納めているっていうことはお知らせ頂いておりましたけれども、その具体的に、主にそういう業務の担当者はどういう立場の方なんでしょうか。お尋ねいたします。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長

現金につきましては、町の会計年度任用職員の方が集めております。口座の方につきましては、県費事務職員が、前の月に入金をする分を口座振替入力をいたしまして、郵便局の方から集めるようになっております。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

そういうことであれば、教職員の方々に過重な負担がかかっているということではないかもしれませんが、文科省は学校における働き方改革の具体的な方策の1つとして、この公会計化を強く推進するよう提唱しているわけです。細かい結果によりますと、教員の業務内容、負担が軽減されるとか、保護者の利便性が向上するとか、学校給食費の徴収管理業務の効率化とかいろんな事

情が挙げてありますけれども、このように推奨するには理由がありまして、未納金の督促を含めたその徴収管理については、基本的には学校教師の本来的な業務ではなく、学校以外が担うべき業務であり、地方公共団体が担っていくべきということで、公会計化の取組を一層推進するようにと文科省の通知で求めているわけです。質問ですが、鞍手町は公会計が未実施でございますが、実施するには、今申し上げましたように文科省も公会計化を推薦せよと言ってるんですから、ぜひ私は公会計化を実施してほしいと思うのですが、実施するにはどういうことが問題と考えられているのでしょうか。お尋ねいたします。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長

公会計化の実施の困難点につきましては、システム導入に係る費用や運用に係る人件費を含めたコストの増加に伴う予算の確保、過去から現在のデータ移行作業に伴う事務量の増加、過去の未納分の取扱い、公会計化を行う際の関係部署との協議並びに事務処理が必要となる点が困難点として挙げられております。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

公会計化の問題点としては、鞍手町の場合は別途そういう職員の方が別に配置されておるようでも、教職員は給食費の徴収から解放されるものの、教育委員会の事務局などの担当者が新たな業務負担を抱えることになる。徴収とか督促とか口座振替業務を担うことになるというような問題も今述べられたことのほかにもあるようですね。しかし私はそういうことがあってもこの際、鞍手町も公会計化に踏み切るべきだと思うのですが。そういうお考えはございませんでしょうか。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長

給食費の公会計化につきましては、文科省も進めていくようにというふうなことが出ておりますので、今後、十分検討、考えてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

私がそのように考えるには私なりの理由がございます。まずはやっぱりこれに関連して、教職員の業務負担が全くないとは言えないと思いますので、重過ぎる教職員の業務負担を軽減してほしいということです。それと文科省も言ってるように、学校や教師の本来的な業務ではないことでもありますから、今非常に教育の問題も深刻化しているものもあります。学校や教師が本格的業務である学校教育の充実に全力を尽くせるようにしてほしい。また、鞍手町の特別な事情ということでもありますけれども、小学校統合による学校徴収金等の徴収や管理のシステムの見直し、効率化、これが当然要求されてくるのではないかと思いますので、この際踏み切るべきではないかと思うのであります。また、将来的には学校給食の無償化ということが出てくるだろうと思います。そうしたとき

に、業者への支払いというようなことがあるわけですが、業者に対する食材費の支払い等、管理の効率化や透明性の確保から自治体から直接業者に対して支払うというような制度を今確立すべきだと思います。今こそ、その時期だと考えておりますが、重ねてでございますが、いかがでございますでしょうか。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長

先ほど申しましたが、検討していきたいというふうに思っておりますけども、県の学校給食会、それを活用して、なるべく量的にも金額的にも学校給食に適合するようなことを考えていきたいというふうに思っております。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

そのことについては、私今まで何回か質問しましたが、やっぱりこの米が今度足りなかったという問題ありましたね。そしてもう20年ぐらいのうちに農業の生産者がもう3分の1に減ってて。あと10年もしたら鞍手町の農業者がゼロになるんじゃないかと心配したくなるような状況もありますよね。だからここでやっぱりそういう食料の問題、学校給食の問題、安全な食料の確保、そういったことについて、やっぱり町長を初めとして改めてしっかりと考え直す。米の政策については、根本から考え直さなきゃいけない事態に今の政権も追い込まれているようでありますけれども、今の政権だけの問題じゃありませんで、食料問題については、やっぱり国民みんなが考えなきゃいけない時期に来てると思いますので、そういったことも含めての検討を今後はお願いしたいと思っております。

次の質問に移らせていただきます。今の質問と関連しますけれども、学校給食の自校炊飯の実施について、教育長も取組みたいということをおっしゃっておりました。この進捗状況はどうなっておりますか。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長

はい。現在の小中学校には自校炊飯ができる設備はありません。なお、令和10年4月開校予定とする小学校統合整備事業の中で、新校舎と一体で整備する共同調理場には自校炊飯設備を設置しておりますので、小学校は自校炊飯となり、中学校は小学校で炊飯したお米を配食するようになります。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） ぜひ。今までのご飯がおいしくなかったというようなことも子供さんから聞いてます。やっぱり自校炊飯によっておいしいご飯が食べられるようにお願いしたいと思うんです。

次の質問に移らせていただきます。4番目です。クーリングシェルの設置についてでございます。これは町長が実施というなことも口にされたことがございます。設置場所と時期はどうなる

予定でございましょうか、お尋ねいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

クーリングシェルターについてのご質問です。現在本町では気候変動対応法に基づく指定暑熱避難施設、クーリングシェルターと申しますが、指定は行っておりませんが、7月1日より役場庁舎、中央公民館、くらじふれあいアリーナ、旧鞍手町総合福祉センターのふれあい棟ですが、及び町内4つの郵便局、これは鞍手局、新北局、新延局、古月局です。住民の方が暑いと思ったときには、施設に用事がなくても気軽に暑さをしのぐために訪れることができる。名称としましては涼みどころということで、周知啓発をしていく予定であります。この涼みどころの開設は10月31日までを予定しております。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

熱中症対策ということが大きくあると思うんですけども、やっぱり熱中症の発症を防ぐには、水分の補給とか絶対に重要だと思うんです。そこには必ず冷水器の設置等が必要ではないかと思いますが、それについてのお考えはどうでしょうか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

涼みどころはですね、先ほど言いました施設を考えていますけども、基本的には既存の施設を前提としておりますので、役場庁舎には常温の給水器、くらじふれあいアリーナには冷水器が設置されております。その他の施設については、基本的にはやはり水分はご自分でもう用意していただければというふうに考えております。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

水分の補給といいましてもいろいろあるんですけど、最近清涼飲料水の中に含まれてる糖質が、非常に体に有害だということも研究で明らかになっているようです。だからできるならば、水道水が安心していつでも飲める、特に子供たちがそのボルダリングですかね、ああいったところで運動したりしていますから。やっぱり子供たちにそういう水を、ちゃんといつでも飲めるようにしていただけたらなと常々思っておりますので、ぜひご検討頂きたいと思います。

そして次の質問ですけど、そういうことになりますと水道水が安全でなければいけないという思いがございします。上水道の水質について鞍手町の上水道の最新の水質検査結果がどうだったのかお尋ねいたします。検査の日時とか箇所とか、そういったことをよろしく願いいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

この件につきましては、担当課長に答弁させます。

○的野信之議長 住民環境課長。

○西生卓矢上下水道課長

お答えいたします。最新の水質検査につきましては、令和7年度鞍手町水道事業水質検査計画書に基づき、令和7年5月14日に各配水池の管末4箇所に置きまして実施した結果、水道法で定められている水質基準に適合しております。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

これ5月5日の西日本新聞の記事でありますけれども、近年近隣の芦屋基地とその周辺、遠賀川や西川などの基地周辺の河川と水路等で、PFOS汚染の調査結果が公表されております。水道水の水質検査については、国としても厳しくする方向にあるんじゃないかと思いますが、新しい情報があったら教えていただきたいと思います。

○的野信之議長 住民環境課長。

○西生卓矢上下水道課長

はい。PFOS、PFOAにつきましては、現在の水道法におきましては、水質管理目標設定項目として位置づけられておりまして、水道事業者に対する検査の実施は義務づけられてはおりません。しかしながら、鞍手町水道事業といたしましては、水道水の安全安心な供給を考え、令和3年度より、PFOS、PFOAの水質検査を実施してまいりました。その結果、検査を実施して以来これらの物質は1度も検出されておられません。今年度は7月を予定しております。なお、令和8年度からは、PFOS、PFOAが現行の先ほど申しました水質管理目標設定項目から水質基準項目へ引上げられる予定になっております。これが正式に決定いたしますと、令和8年度以降はPFOS、PFOAの水質検査が法的に義務づけられることとなる見込みです。以上となります。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

そういうことですね。少しでも厳しくなることを期待して、できるだけ安全な水道水を鞍手町の町民が飲用することができる、こういう状況をつくってほしいと思います。健康被害が出てからでは遅いわけですから、これからも安全な水道水の供給をお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○的野信之議長

以上で、西藤典子議員の質問を終了します。

質問者：宇田川亮議員

答弁者：町長

○的野信之議長 次に4番議員 宇田川亮議員の質問を許可します。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員）

4番。通告に従いまして2点について質問をいたします。1点目は物価高騰対策についてです。物価高騰が町民生活と営業を直撃しています。消費者物価指数は、今年3月まで43ヵ月連続上昇しています。また、引き続き電気代やガス代、燃料代なども上昇しており、暮らしへの影響とともに地域の中小業者への影響がますます深刻になっております。国の2024年度補正で予算化されました重点支援地方交付金6,000億円のうち、今年3月時点で交付決定されたのは3,760億円でした。その中で市町村分の限度額2,700億円のおよそ5割に当たる1,313億円が残っております。福岡県内の市町村交付限度額の合算は約116億円ですが、そのうちの55%に当たる約65億円が残っておると聞いております。そこでお尋ねいたしますが、本町における重点交付金の残額はあるのかどうかについてお答えください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

この件につきましては、担当課長に答弁させます。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長

お答えいたします。重点支援地方交付金につきましては、令和6年12月18日に5,456万3,000円が本町に交付限度額として通知されております。令和6年度一般会計補正予算第5号におきまして、学校給食費3回分を減免する財源として1,320万円。令和7年度一般会計当初予算におきまして、学校給食費4回分を減免する財源として2,066万3,000円。学校給食費7回分の値上げ額に相当する額を補助する財源として490万円。発行総額1億7,000万円のプレミアム付地域振興券の発行にかかる事業費の財源として1,580万円を計上しており、全て活用する見込みとしております。そういった関係で現状残額はございません。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員）

中身にもいろいろあるんですけども、以前も言いましたけども地域振興券ですね。言われましてけれども、これが町民の何%が利益を得られるのか、その恩恵に預かれるのか。そういうことはご存知でしょうか。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長

はい。すいません。地域振興券の関係につきましては、ちょっと今資料持ち合わせておりませんので、何%程度が住民の方に利益を得るのかっていうところは定かではございませんが、昨年度の地域振興券の発行につきましても、かなりの応募があったというふうな形で聞いております。それから町内のそういう振興券が使える事業者につきましても、大きな小売店等しか使えないとか、いうようなところで話はいろいろと聞いておりますが、まずは今年度の当初予算におきまして、そういう形で予算のほうもご審議頂きまして、計上させていただいておりますので、ご理解を頂きたいというふうに思います。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員）

地域振興券の問題については限度額というのがありますよね。その家族もしくは個人で買えるものでも抽選にもなってまして。以前が6%か、全て限度額まで買えばですけども、町民の6%から7%ぐらいだったですよ。それがほとんどですね恩恵を受けられない。そういう状況ですので、ここに比重を置いた重点支援政策というのもどうなのかというふうに考えます。すいません。質問項目に入れてなかったんでね。申し訳ないけど。以前の当初予算の審議のときにも、私このことは話したと思いますので。そのことも考えながら物価高騰対策等もぜひ実施していただきたいというふうに思っております。

次に行きますが、3月末の帝国データバンクによりますと、2025年通年の値上げは9月までで食料品1万1707品目で、前年通年の約9割を超えるようになっております。なので値上げのペースが前年よりも倍近くペースが高まっているというような状況ですね。今年は全体で2万品目の値上げが予想され、家計の節約志向が強まっており、景気低迷と生活困難が長期に及んでおります。電気代を節約するため、この夏冷房もつけずに熱中症になる方も出てくるかもしれません。町民の命と暮らし、中小零細事業者を守るためにも、国や県にさらなる物価高騰対策を求めるとともに、町独自の緊急支援策を講じる必要があると思います。町長の答弁を求めます。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

今年度の一般会計当初予算におきましても、財源不足により財政調整基金より6億8,941万9,000円を繰入れている状況です。厳しい財政状況にあるということをご存じで頂いているというふうに考えております。質問者のお気持ちは12分に分かるところもあるんですが、町独自の支援策ができればいいというふうにも本当に思うんですけども、財政状況のことを考えればなかなか難しい状況にあるということです。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員）

今の石破政権も物価高騰対策についても右往左往して、何ら明確なというか有効な対策を打てずにいます。お金ばらまこうとしても選挙前、選挙目的だと言われて、なかなか決めきれないような状況でもありますし、町としてやっぱり町民の実態も把握すべきだし、県や国に対しても強く物価高騰対策はしっかりやってくれというようなことを言っていただきたいというふうに思いますが、その点についてもう一度答弁お願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

福岡県の町村会の中でも、この物価高騰対策については要望しているところでもあります。確かに非常に厳しい状況であるというふうに私の認識ではありますけども、先ほども言いましたように町予算案のことを考えれば、なかなか今予算を編成するのも非常に苦勞をしている状況の中での予算編成となっております。財政調整基金も、今まで積み上げてきたものを大体ここで吐き出すような状況となっておりますので、なかなか物価高騰対策ということで町独自の支援策については先ほども答弁しましたように難しい状況にあるということでご理解をいただきたいと思います。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員）

ぜひ、今の町民生活それから中小業者の実態等も、ぜひ把握していただいて、苦しいなりにもう前向きにその支援策というのを緊急にでも取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に行きます。夜のって書いてますけどちょっと言い方が、聞こえが悪いんで。夜間営業する料飲業の支援についてをお尋ねをいたします。夜間営業する料飲業者は、アルコールも提供するためタクシーの運行は欠かせません。しかしながら、町内でのタクシー運行は台数も少なく、早い時間に運行終了するため、営業に大打撃を被っております。これ以前も同じような質問させてもらいましたけれども、夜間のタクシー運行状況、現在どういうふうになっているのか。また、タクシー会社との協議について、どういうふうな話をしているのかということについてお尋ねいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

この件につきましては、担当課長に答弁させます。

○的野信之議長 都市整備課長。

○神谷徹都市整備課長

お答えいたします。現在、鞍手町の運行を許可されておりますタクシー事業者は12社ございますが、実態としましては宮若市に営業所がありますMGタクシーが主に運行されている状況です。そこで、鞍手町におけますMGタクシーの夜間の運行状況を伺いましたところ、料飲業者さんなどで休みが多い月曜日、火曜日、日曜日につきましては、夜2台体制で予約受付が夜9時まで。運行は夜9時半まで。それからそれ以外の曜日につきましては、3台体制で予約受付が夜10時まで。運行は10時半までとなっております。また、町として、タクシー会社MGさんのほうに、運行時間の延長などそういったものに関する正式な協議は実施しておりませんが、事務担当レベルでは何度か運行時間の延長について伺っております。対して、お客様からの要望が多く、売上げが見込めるのであれば延長の可能性はあります。しかしながら、現時点では運転手の人手不足や、電話の問合せ件数も少なく、売上げが見込めないことから延長する可能性は低いという回答でございました。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員）

何て言いますかね。お客さんが、もう今どこの居酒屋さんとか、スナック等とか、そういうところ行っても、もうタクシーは9時までですよ。予約が。そういうのがもう認識されていて。そうなれば、もうタクシーを呼ぶにも呼べないじゃないかということで、もちろん電話の件数も少なくなっているんじゃないかというふうに思います。それで、もうこのままいけば、夜間営業も今のままのとおり、できて今のままのとおりになるんじゃないだろうか。ただ、そういった料飲業者さんから言わせれば、やっぱりタクシーがないとお客さんが困ると。例えば、どっかで食事しても、もう2件目行こうかといってもタクシーがないからどうしようもない。そういう業者さんがもう本当ほとんどで。私も時々行ったりするんですけども、もう必ずそのことは言われます。そこはね、どうにかもうちょっと。以前はテリトリーがあったんですよ。確か。直方もタクシー台数少ないって聞きますけども、中間から呼べないとか、どっか町外から呼べないとか、そういうタクシーの運行のテリトリーがあって、なかなか難しいとかいうような状況もあったと思いますが、そういうのも含めて、なんかどうかしないと本当、今、夜間営業する料飲業者さんについてはもう本当死活問題になってくるわけですよ。町民の方でも、ちょっと集まりで、どっかでちょっと慰労会なりを、そういった懇親会なりをやるかと言ってもタクシーがないから、もう町外で最初からやりましょうというようなところも結構多いわけですよ。もうそうなれば、やっぱ本当どんどんどん鞍手町の夜間営業されるところが営業しにくくなるというような状況もあると思いますんで、ぜひとももうちょっとこう突き詰めて、もう、どういうふうにしたらいいのかということも含めて考えていただきたいと思います。1つの方策となるかどうか分かりませんが、今のる一と鞍手が本格稼働しておりますが、これも大変好評だというふうに聞いております。私も一度利用しようかとも思いましたけど、なかなか時間が合わずに駄目でしたけど。この活用も考えるべきではないかというふうにも思います。のる一と鞍手の現在の利用状況とその拡充についても、何かお考えはないかということでお答えいただきたいと思います。

○的野信之議長 都市整備課長。

○神谷徹都市整備課長

お答えいたします。まず、のる一と鞍手の現在の運行概要についてご説明いたします。運行エリアは町内全域、運行時間は平日朝7時から19時まで。土日祝日が朝9時から18時まで。車両台数は平日が2台、土日祝日が1台で運行しております。それでのる一と鞍手の利用状況につきましては、本年3月24日から本格運行しておりますので、4月と5月の実績にて回答いたします。まず4月の運行日数は30日。延べ運行台数は51台。利用者数は1221人。内訳としまして、大人が887名、学生が112名、小学生が27人、未就学児が6人、障害者が181人、介助者が8人となっております。1日平均が40.7人でございます。

次に、5月の運行日数は31日。延べ運行台数は51台。利用者数は1190人。内訳が大人が767人、学生が216人、小学生が10人、未就学児が4人、障害者が179人、介助者が11人。1日平均38.4人となっております。

最後に、のる一と鞍手の拡充につきましては、まだ運行開始から間がないので、時間帯等の拡充は今のところ検討はしておりません。ただ、令和8年4月1日から乗降場所の増設を予定しています。これに向けて今年度は町内会、自治会等に乗降場所の追加要望調査等を実施したのち、サイン

タワー、乗降場所のバス停の製作を行う予定としております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員）

時間帯を増やすだとか。タクシーの利用客よりも人数的に多いんじゃないだろうかというふうに思いますけども。やっぱりその時間帯増やすだとか、台数を増やすだとかいうことも。来年の4月からはちょっと考えてみようかというようなお話ですけども、ぜひその辺。なかなか町民の買物とか病院とか公共施設に行くための交通手段を確保するために、のる一と鞍手というのがあるんだろうとは思いますが、先ほど言いましたようにやっぱり夜の料飲業者さんも、鞍手町でしっかりと営業していただいて町民の娯楽の施設といいますかね、そういったお店でもありますのでそこがもう今、死活問題になっているというような状況であれば、のる一と鞍手の拡充ということも、今後考えてもらってもいいんじゃないだろうかと。その活用の仕方も含めて、ぜひ研究していただきたいというふうに思いますが。もう一度答弁お願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

のる一と鞍手については、当初6時30分から20時までの運行時間で計画されておりました。しかし公共交通会議の中で、他の交通事業者から運行時間が長過ぎるのではないかなというような意見があって、現在の運行時間帯になっております。同時に自動車運転者の労働時間の改善のための基準、これ厚労大臣の告示、これが要するに2024年問題ということになると思うんですが、これが令和6年4月1日から施行されておまして、運転者1人当たりの拘束時間は13時間までというふうになっております。休息時間は連続11時間をとるようにと。現在のる一と鞍手の運転手の拘束時間は13時間、6時半から19時半となっており、運行時間を延長する場合は運転手の増員が必要になるということもあります。となりますと、当然コストもかかるわけでもありますし、現在ぎりぎりの状況でのる一と鞍手を運行しているという状況ですので、ご理解をいただければと思います。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員）

今運転手の問題があって、なかなかそういった方がいないと。お金もかかるでしょうけれども。そこでちょっと3番目に行くわけですけども、先日、私たまたまちょっとテレビ見てましたら、北海道のある自治体で、コミュニティバスの運転手として地域協力隊員を募集するというので、それがうまく応募がありまして、現在コミュニティバスの運転手として地域おこし協力隊の方が、運転をされてあるというようなことも見ました。特に、札幌市なんかでも地域おこし協力隊が100何十人もいるとかいうような、北海道全体だったかな。ちょっと忘れちゃったけど、結構な大人数でいろんな協力隊を募集して、来てもらっているというような状況もありますんで、地域を盛り上げるためじゃなくて地域の困ったところを補ってもらえるような、そういうのも含めて考えていただいたらいいんじゃないだろうかというふうに思います。いずれにしても、現在の料飲業者が今後このままじゃ本当やっていけないというような状況もありますので、その辺ぜひ前向きに、そしてできるだけちょっと広い視野で考えてもらって、支援策を考えていただきたいというふうに思いますが

もう一度答弁をお願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

テレビで北海道の中で地域おこし協力隊が町内バスの運転手として募集され活躍してるというようなことではありますが、北海道のどこの地域かは存じませんけども、おそらく北海道広い地域でもありますし、公共交通がない交通空白地域の解消を目的としていると。ある意味地域課題の解決に向けてということではあるとは思いますが。本町で実施しています公共交通につきましては、交通弱者の日常生活を支えるための通勤、通学、買物、通院などの移動手段の提供を目的としています。先ほど答弁をさせていただいたとおりなんですけど、このため料飲業者の支援策として公共交通がなくなる２２時以降の対応を町が行うということにつきましては、なかなか難しいのではないかなというふうに考えております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○４番（宇田川亮議員）

ですから、町長もお酒も好きですしカラオケも好きなのは分かってますけれども、それでもやっぱり何らかの対策を考えてあげないと、夜はもうただ真っ暗なと言ったら申し訳ないですけど、もう町中だけで。ちょっと点在しているような料飲業者とかいうところももう営業できなくなると。もう本当９時でもう鞍手町はもう終わりですよとかいうような状況もありますので。先ほど言いましたようにもっと広い視野を持って柔軟に、ぜひ支援策と夜の交通手段等も含めて、タクシー業者ともぜひもう一度話していただいて、もうこの辺どうするかということを考えていただきたい。そのためにちょっとぜひ真剣に検討していただきたい。もうこのままじゃもう廃れるんじゃないだろうかなというふうに思いますんで。最後にもう一度答弁いただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

宇田川議員とは、よく議員のときには飲むこともありましたが、確かに私もお酒をたしなむこともあります。そういった意味からすれば、夜の鞍手町が寂しくなるということは私自身も非常に残念な思いをしています。しかしながら一方で、町長という立場を考えるとどうしてもやはり財源をどう確保するかとか、予算上どう措置していくとか、またどういうふうに、広い視野というふうに今言われましたけども、考えていくべきかとか、そういうことを考える必要もあるわけで、なかなかタクシー業者との話の中でも先ほど答弁がありましたように、やはり民間業者でもありますので、なかなか経営上厳しいということであれば、そこにタクシーを遅くまで運転手を張りつけて回すというようなことも、お願いは何度か今後ともしていくことがあったとしても、なかなか難しい状況であるのかなというふうに思っています。本当に宇田川議員が言われるように、鞍手町の夜が寂しくなること自体、私もすごく残念には思っています。しかしながら、ここで広い視野を持ってどのように解決していくことができるのかっていうのは、今のところ答えを持ち合わせていませんので、今後考えていくことができればいいかなというふうに思っています。

以上で宇田川亮議員の質問を終了します。

これで全ての一般質問は終わりました。この際、休会についてお諮りします。明日１０日を休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって明日１０日を休会とすることに決定しました。  
以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

—— 閉会 １５時２０分 ——  
~~~~~○~~~~~

| 令和7年度鞍手町議会第3回定例会会議録（第3号） | | | | | | |
|---|-------------------------|---------------|------------------|----------|-----------------------|----------|
| 招集場所 | 鞍手町役場議事堂 | | | | | |
| 開閉会
日時及び宣告 | 開 会 開 議 | | | 議 長 | | |
| | 令和7年6月11日 午前10時00分 | | | 的 野 信 之 | | |
| | 閉 会 開 議 | | | 議 長 | | |
| | 令和7年6月11日 午後12時19分 | | | 的 野 信 之 | | |
| 出席及び
欠席議員 | 議席
番号 | 氏 名 | 出欠
の別 | 議席
番号 | 氏 名 | 出欠
の別 |
| | 1 | 許 斐 英 幸 | 出 | 11 | 栗 田 美 和 | 出 |
| | 2 | 田 中 二 三 輝 | 出 | 12 | 西 藤 典 子 | 出 |
| | 3 | 星 正 彦 | 出 | 13 | 篠 原 哲 哉 | 出 |
| | 4 | 宇 田 川 亮 | 出 | | | |
| | 5 | 野 口 美 恵 子 | 出 | | | |
| | 6 | 新 谷 留 晴 | 出 | | | |
| | 7 | 的 野 信 之 | 出 | | | |
| | 8 | 石 井 大 輔 | 出 | | | |
| | 9 | 許 斐 潤 一 郎 | 出 | | | |
| 出席 13人
欠席 0人
欠員 0人 | 10 | 有 働 徳 仁 | 出 | | | |
| | 会議録署名議員 | 1 | 許 斐 英 幸 | 2 | 田 中 二 三 輝 | |

| | | | | | | |
|--|---------------|-------------|---|---------------------------------|---------------|---|
| 職務出席 | 議 会 事 務 局 長 | 武 谷 朋 視 | 出 | 議 会 事 務 局 次 長 | 寺 本 理 恵 | 出 |
| 地方自治法
第121条
により説明
出席者の
職氏名 | 町 長 | 岡 崎 邦 博 | 出 | 副 町 長 | 折 尾 敬 敏 | 出 |
| | 教 育 長 | 外 園 哲 也 | 出 | 会 計 課 長 | 小 長 光 弘 平 | 出 |
| | 総 務 課 長 | 梶 栗 恭 輔 | 出 | 都 市 整 備 課 長 | 西 生 卓 矢 | 出 |
| | 福 祉 人 権 課 長 | 田 鶴 原 竜 二 | 出 | ま ち づ く り 課 長 | 高 橋 奈 美 江 | 出 |
| | 税 務 保 険 課 長 | 石 田 克 | 出 | 産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 柴 田 隆 臣 | 出 |
| | 管 財 課 長 | 石 田 正 樹 | 出 | 上 下 水 道 課 長 | 神 谷 徹 | 欠 |
| | 健 康 こ ど も 課 長 | 沼 野 葉 子 | 出 | 教 育 課 長 | 森 永 健 一 | 出 |
| | 住 民 環 境 課 長 | 大 村 俊 夫 | 出 | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 議事日程 | | 別 紙 の と お り | | | | |
| 付議事件 | | 別 紙 の と お り | | | | |
| 会議経過 | | 別 紙 の と お り | | | | |

令和7年 第3回 鞍手町議会定例会議事日程

6月11日 午前10時開議

第3号

- 日程第1 議案第31号 専決処分の承認（情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例）
- 日程第2 議案第32号 専決処分の承認（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例）
- 日程第3 議案第33号 専決処分の承認（鞍手町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第4 議案第34号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第5 議案第35号 鞍手町こども子育て基金条例
- 日程第6 議案第36号 鞍手町社会福祉法人に対する助成に関する条例
- 日程第7 議案第37号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第38号 鞍手町立学校設置条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第39号 鞍手町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第40号 令和7年度鞍手町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第41号 令和7年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第42号 令和7年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第43号 財産の取得
- 日程第14 議案第44号 財産の処分

令和 7 年 6 月 1 1 日 6 月 定例会 議案 質疑。

~~~~~○~~~~~

—— 開議 10 時 00 分 ——

### ○的野信之議長

これから本日の会議を開きます。日程に先立ち、本日、神谷都市整備課長が都合により欠席の報告が執行部よりありましたことをお知らせいたします。これより日程に入ります。日程はお手元に送信しているとおりです。

日程第 1、議案第 31 号、専決処分の承認、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第 31 号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第 31 号は総務文教委員会に付託することに決定しました。次に、日程第 2、議案第 32 号、専決処分の承認、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第 32 号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第32号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3、議案第33号、専決処分の承認鞍手町税条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑ありませんか。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員）

今回、専決ということで、変更点が幾つかあると思います。具体的にどこがどう変わるのかというのを教えてください。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田克税務保険課長

お答えをいたします。今回の税条例の主な改正点といたしましては、令和8年度の個人住民税から適用となる新たな所得控除すべき金額について、特定親族特別控除の創設がございます。特定親族特別控除の対象となるのは、居住者と生計を一とする19歳以上23歳未満の大学生年代の親族で、所得金額が58万円からを超え128万円までの方が対象となります。これまで扶養親族等の所得要件を超えた場合については控除対象ではありませんでしたが、この改正により、特定扶養控除に該当しなかった場合でも、特定親族特別控除の所得要件を満たせば控除に計上することができるようになります。控除額の最高額といたしましては45万円です。収入では103万円から105万円に対象が拡大となります。150万円を超えて188万円以下であれば、段階的に控除を受けることができます。それと、軽自動車税の種別割の標準税率の区分の見直しに伴いまして、総排気量が125CC以下で最高出力が4キロワット以下に制御したバイクに係る軽自動車税の種別割の税率が年額2,000円となります。これは現行の50CCバイクと同額となります。これは令和7年11月から、排ガスの規制が厳しくなりまして排気量の小さい50CCの原付バイクでは適合が困難になるということで、新たに125CCの排気量で最高出力を抑えた区分が設けられるということとなっております。主な改正点といたしましては以上でございます。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員）

それが改正されて影響を受けるっていうか、町の税収等にどういうふうな影響があるのかというのを教えてください。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田克税務保険課長

お答えいたします。まず個人住民税、8年度からにはなるんですけれども、令和6年度の課税状況の中でご説明させていただきますと、今まで特定扶養控除をとられている方が199名おられました。今回、新たに特定親族特別控除に該当する可能性のある方といたしましては35人ということで考えております。ただ、大学生世代のお子様につきましては、住民票を鞍手町におかれてない方がおられますので、正確な数字というのは、実際扶養にとってない方についても、これより増える可能性もあるのかなというふうに思っております。概算でいたしますと町税で影響いたします金額としては約60万程度の金額になろうかというふうに思っております。以上です。

○的野信之議長

ほかに質疑はありませんか。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第33号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第33号は総務文教委員会に付託することに決定しました。次に、日程第4、議案第34号、専決処分の承認、鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑ありませんか。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員)

毎年のように上限額が引上げられておりますけれども、今回の上限額の引上げによつての影響を受ける方がどのくらいおられるのかというのを教えてください。

○石田克税務保険課長

お答えをいたします。令和6年度の課税状況のほうで回答をさせていただきます。まず、令和6年度に、限度額を納付されておられる方が10名おられます。新たな基準で計算したときにですね、まず今まで軽減がなかった方が2割軽減に該当する方が12名、12世帯、あと2割軽減該当されておられた方が5割軽減該当される方が9世帯ということになります。以上でございます。

○的野信之議長

ほかに質疑はありませんか。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第34号は、民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第34号は民生産業委員会に付託することに決定しました。次に、日程第5、議案第35号、鞍手町こども子育て基金条例を議題とします。質疑ありませんか。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中二三輝議員)

2番。本議案は、提案理由の説明では、こどもたちの健やかな成長を図り、子育てを地域において支えあい、安心して産み育てられる環境づくりを進めるため、鞍手町こども子育て基金を設置するというふうになっておりますが、一方、議案40号のほうを見てみると、令和6年度に子育て支援施策に役立ててほしいという思いで寄附金を頂いた。これを受け、こども子育て支援の充実を図るために、寄附金などを財源として基金に積立てますとって100万程度が追加という形になっておりますが、要するに一般会計に金額を繰り入れるのではなくて、この頂いた寄附金の使い道というか、資金使途そういったものを明らかにするために、提案されている鞍手町こども子育て基金に入れて、運用するというか、使い道を明らかにしながら使っていくという意味だろうと思うけど、その理解でいいのかな。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

質問議員、そのとおりでございます。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中二三輝議員)

そうしますとね、ふるさと納税との関係も考えなきゃいけなくなってくるんじゃないかなと思うけども、ふるさと納税にもこども子育て支援に関する項目というのがあるというふうに記憶しておりますが、そことの整合性もしくは運用においての違い、その辺をどのように明らかにしていくのか、今回のこの条例文の中だけでは読み取れませんので、どのように考えているのかその辺を教えて下さい。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長

お答えいたします。ふるさと応援基金は、ふるさと納税制度によって寄せられた寄附金が原資であり、こども子育て基金は、町内町外を問わず、一般寄附によって寄せられた寄附金が原

資となっております。町単独の子育て支援事業については、どちらの基金も充当することができますが、今後、新たに取り組むことを想定している子育て支援事業にこども子育て基金を充当する予定としております。以上です。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

今の答弁からいくとね、このふるさと、今回の基金、設置を考えている基金は、あくまでも寄附金等を財源とすると。ふるさと納税で使う場合とは、もう全く切り離した事業として、考えているのか、それとも先ほど言ったように、そこを明らかにしてほしいんですよね。どういうふうにこの基金と、ふるさと納税で寄せられたお金をどういうふうにして使うのか。両方使えますけどっていうとおっしゃってましたけど、今後、新たな事業を展開するときに使うということですか。そこをもう1回ちょっと明言してください。明確に言ってくれる。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

この、新たに設置します、基金につきましてはですね、今年度、令和7年度にですね、鞍手町こども計画の中でですね、どのような事業について活用していくかを検討していこうというふうにしております、と同時にですね現在でいいますと、国県、先ほども担当課長が申しましたように、補助がない単独事業についてですね、これは例えばであります、新生児の聴覚検査補助事業というのが単独事業としてしております。そういったものに充てたりというようなことは考えております。いずれにしても原資としてはですねふるさと納税は町外の方を中心として、寄附を頂きその分については返礼品をお渡しするということになっておりますけども、この基金につきましてはですね、一般寄附ということで、返礼品のこともありませんし、歳入としては大きく、歳入といいますか収入としてはですね、大きくそこが違うところでもあります。いずれにしても町内外の方をですね対象として、鞍手町のこどもさんをですね、みんな育てようというようなことを大きな目的として設置する基金でございます。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員）

言い方申し訳ありませんけども、たまたま寄附があつて、ということなんですか、この100万円というのは、寄附された方がこどもの健やかな成長を図りと、子育て支援について使っていただきたいといったことなんでしょうか。わざわざ基金をつくって、特定目的基金としてつくって、今後この基金に何か積立てようとか、あるいは寄附金を新たにまた募集をするのか。そういうところがちょっと見えてこないんで、その辺はどういうふうに考えてあるんでしょうか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

きっかけとしてはですね、こどもを子育てのためにっていうようなはっきりとした目的を示されて、１００万円の寄附を頂きました。それをどう具体的なものにするかということで、普通、寄附を頂きますとですね、一般財源の中に入ってしまうということもあります。それで、こども子育てに一旦使えば使い切ってしまうということにもなりますし、その方の意思としては、やはりお話の中でですね、鞍手町の子どもを育てるためにということで、頂いた寄附でもありますので、その目的をはっきりさせたいということもあります。と同時にですね、鞍手町が今後とも、こども子育てに第６次の総合計画の中でもありますように、こども子育てをですね中心に、一つの大きな施策としてですね、進めていくということもあります。そういった意味でですね、町内の方にも、私たちの住んでる地域のこどもにですね、健やかに育ててもらうためにもですね、今後も寄附は募っていききたいというふうに考えています。

○的野信之議長 宇田川議員。

○４番（宇田川亮議員）

寄附された方はね、本当に奇々な方で、１００万円という高額なお金を寄附されたということですけども、こういうことがあったの多分初めてじゃないだろうかというふうに思うわけですよ。わざわざ基金を出して、その方の思いに答えるためにね、基金を積んで、わざわざ基金を作って、こういう事業をしようという決めてなんかに使うと、それはもう目に見えて分かりますけれども、今までも基金がなくても子育て支援についていろんな施策をやってきたわけであって、寄附金だけで今後、どうしようかという話には多分ならないじゃないだろうか、もうこの１００万円をどう使うかぐらいの話になるんじゃないだろうかというふうに思うわけですよ。そうすればね、わざわざ基金作るんだったら、やっぱり別に町として一般財源から基金に毎年幾らぐらい、繰り入れるだとか、そういうこともやっぱ考えていかないけんのじゃないでしょうか。今から子育てのために寄附募るといっても、集まるんでしょうか。ふるさと納税もあってもそういうのを考えたらね、私はもうわざわざ基金に積立てなくても、やっぱ子育て支援等に何か計画立ててね、１００万円をこれに充てましたと充当しましたと言えばそれで済む話じゃないだろうかというふうに、わざわざその基金条例をつくってまでやるっていう意味がちょっとよく分からないんですけど、もう一度お願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

やはりこの基金があるとないとですね、やはり住民の周知するのにもですね、私は随分違う

と思いますし、先ほど宇田川議員も言われましたけどもですね、もちろん、この寄附だけで賄えるかどうかというふうな今では想定は分かりません。しかしながら、これを先ほども言いましたように募集をしていくと、みんなでこどもを育てましょうということで募集をしていくということは、今後もしていきますし、財源がですね不足する場合は一般財源を繰り入れる、基金の中に繰入れた中で、もう一度、事業をするということも想定はしております。いずれにしてもですね、町のはっきりとした、こども子育てを重点を置いて進めていくということをですね、はっきりと住民の皆さん、そしてまた町内外の皆さんにですね、知っていただいて、これもまた移住定住にも結びついていくことにもつながるのではないかと。というようなことも考えた中での基金条例の設置であります。

○的野信之議長 宇田川議員。

#### ○4番（宇田川亮議員）

あのですね、移住定住と言われましたけども、今、子供の出生率が70万人を切って、もう68万幾らというふうに、昨年はね、言われましたけれども、子育て支援とかいうのは、どの自治体でもやってるわけですよ、わざわざ鞍手町がこども基金を創設して、一生懸命子育てのために頑張ります、その旗印のためにこの基金つくったって町長言われましたけれども、寄附、誰が寄附する町内の方ならまだ分かります、町外で、ちょっとそこはねもうよく分かりません、やっぱりね本当にね旗印としてやるなら、やっぱきちっといくらずつ、せめてね、一般会計から基金に積立てていきますと、こういうことやっていきますんで、まず計画もないわけで、何も、どういうふうにただ子育てのために使いますっていうそのための基金っていても、いくらためていいかも分からない、もうそこが、ちょっとよく分からないんですよここ。わざわざ基金を出して、寄附金が集まるのか、町の姿勢もただ基金条例をつくっただけの話ですこれ。ここをね、どういうふうに考えたらいいですか、私わざわざこれなぜつくらなくてもいいんじゃないだろうかというふうに思うわけです。

○的野信之議長 町長。

#### ○岡崎邦博町長

先ほども言いましたように令和7年度にですね、鞍手町こども計画を策定することになっております。その中でですね、どのような事業について活用していくかということも検討していくことになります。そういったことでですね、じゃ、いくら財源が必要になるかというようなことも当然ながら検討していくわけで、ここで基金条例を上げたのがですね、これ昨年度の令和6年度に寄附を頂いたものでもありますので、当然ながら寄附を頂いた方にもですね、はっきりとそういうことをお示しするっていうことも一つの目的でありますし、もう何度も繰り

返しになりますけどですね、住民の皆さんにですね、みんなでやはり子育てしようよと。そういう風にですねはっきりと示す必要が大事ではないかというふうに思っています。いずれにしてもですね、この基金条例を設置することによって、私はそういった住民の方たちの意識の向上にもつながるというふうに考えております。

○的野信之議長　ほかに質疑ありませんか。西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

この主旨についてお尋ねしたいんですけどね。子ども子育てということで、設置の6条ですかね、設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるといえば、例えば具体的にはどんなことを考えていらっしゃるんですかね。

○的野信之議長　健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長

先ほど町長が説明いたしましたけれども具体的な内容については、今年度に策定予定しております鞍手町こども計画の中で検討してまいりたいと思っております。以上です。

○的野信之議長　西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

鞍手町は無償化していない保育料が近隣では一番高いとかいうことも聞いておりますのでね、例えばそういったことの無償化に充てるとか、それだけの財源が足りないから、ふるさと納税のそういう目的のふるさと納税分はこの基金に入れるとかそんなことはありうるわけでしょうか。

○的野信之議長　町長。

○岡崎邦博町長

そういった具体的なことについてもですね、先ほど担当課長、そして私が申しましたようにこの計画の中で検討していくということです。

○的野信之議長　ほかに質疑ありませんか。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第35号は、民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第35号は民生産業委員会に付託することに決定しました。次に、日程第6、議案第36号鞍手町社会福祉法人に対する助成に関する条例を議題とします。質疑ありませんか。星議員。

○3番（星 正彦議員）

ここで言うですね、社会福祉法人っていうのは、どういう法人のことを指しているのか教えていただきたい、頂きたいと思います。

○的野信之議長 福祉人権課長。

○田鶴原竜二福祉人権課長

お答えします。本条例において、対象となる社会福祉法人につきましては、町内において社会福祉活動を行っている社会福祉法人に対して補助を行う場合になります、町内に所在する社会福祉法人につきましては、鞍手ゆたか福祉会、鞍手児童福祉会、鞍手町社会福祉協議会直轄会となっております。以上です。

○的野信之議長 星議員。

○3番（星正彦議員）

説明されましたけども、その他、社会福祉法人ありますよね、例えば、特別養護老人ホームを運営している法人だとか、あるいはグループホームを運営している法人だとか、あろうと思うんですがそういう法人は対象にならないということですか。今、聞いたらそのことは言われませんでしたけどどうでしょうか。

○的野信之議長 福祉人権課長。

○田鶴原竜二福祉人権課長

町内で社会福祉活動を行っている社会福祉法人ですので、町内で社会福祉活動を行ってる社会福祉法人は町内に事務所所在しない社会福祉法人についてもこの条例の対象になります。以上です。対象になります。すいません。対象になります。

○的野信之議長 星議員。

○3番（星 正彦議員）

答弁になっていないような気がするんですね。私が聞いてるのは先ほど説明されましたよね、5つぐらいの団体言われたというふうに思うんですが、例えば町内には福祉活動に関わってる社会福祉法人については、たくさんありますよね。ここに存在してる、例えば、具体的な名前はここで申し上げませんが、そういう法人は対象にならないんですか。今、課長言われたように、ここに所在地じゃないけども、よその町で、福祉活動やってる法人については対象にしますとかいうみたいな答弁だったと思うんですから、そういう理解でいいんですか。

○的野信之議長 福祉人権課長。

○田鶴原竜二福祉人権課長

はい。すいません。町外に所在していても、町内で社会福祉活動をされている、町内で高齢

者福祉施設等を運営されてる法人についてに補助を行う場合についても対象となります。対象とする社会福祉法人としております。

○的野信之議長　ほかに質疑ありませんか。宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員）

今回この条例を制定する理由っていうのが、これまでも補助金、助成等やってきましたよね。特に、社会福祉協議会等については、これまではこれがこの条例がないのにどういうあれで、やってきたのか、どういう理由で、何を根拠にといいますか。それについてどういうふうを考えてあるのか教え教えてください。

○的野信之議長　福祉人権課長。

○田鶴原竜二福祉人権課長　お答えします。現在社会福祉法人に対して補助を行っている根拠につきましては、地方自治法232条の規定に基づき補助を行ってます。232条については普通公共団体については公益上必要があるという場合においては、寄附または補助することが規定されておりますので、その規定をについて補助を行ってます。以上です。

○的野信之議長　ほかに質疑ありませんか。田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

まずこの条例案がこの時期、何でこの時期なのかっていうのが非常に疑問なんですけど、年度途中にこの条例案を提案してますよね、何でこの時期なのでしょう。補足、附則か附則を見ると条例は公布の日から施行するというふうになってます。これ、交付の日がいつなのかははっきりわかんないからあれなんですけど、どういう予定でこの条例案を施行しようとしているのか、もし年度途中でここで施行するとなると、これ7年の4月1日に遡及するんですか。そこもあわせて教えてください。

○的野信之議長　福祉人権課長。

○田鶴原竜二福祉人権課長

はい。お答えします。現在、補助金を決定してるものにつきましては、遡及して適用する考えはしておりません。現在、社会福祉法人に対して、社会福祉法の51条において地方公共団体は必要があるとあると認めたときは、地方公共団体の条例で定める手続に従い、社会福祉法人に対し補助金を支出することができると規定されていましたが、現在、補助金を支出、助成を行うに当たって、補助金交付規則等が定められておりませんでしたので今回この条例を定めさせ定めていただきまして補助金等を運用していきたいと思っています以上です。

○的野信之議長　町長。

○岡崎邦博町長

私のほうから補足をさせていただきます。今回この条例を定めるに至った経緯につきましては、田中議員からの一般質問の際にですね、補助金の関係で鞍手町では社会福祉法の５８条の第１項によるですね、補助金を支出する根拠がありませんでした。先ほど宇田川議員から質問がありましたように、地方自治法ですね、２３２条の２を根拠として、これは寄附または補助というところですが、これを根拠として今までを出しておりました。しかしながら曖昧であったということもありますので、また一般質問の中でもですね、この社会福祉法の第５８条の１項に定める、要するに支出をする場合は地方公共団体が必要とし補助をする場合にはですね、条例を定めるということがありましたので、今回、条例を定めることになりました。先ほど今まで、今ここで定めた場合についての話ですが、この自治法の２３２条の２に基づいて交付決定をしているものにつきましてはですね、これを遡及して適用する考えはありません。なお、この条例が可決を頂き、そして交付をすることによってですね、その後に交付申請があった場合については、この条例に基づいてですね、補助をしていくということになります。

○的野信之議長 田中議員。

○２番（田中二三輝議員）

条例の運用上の話だから、今町長が言ったような説明でもいいかもしれないけども、何で附則に書かないんですか。施行後、この条例に従って新たな申請者に対してから適用するっておっしゃってるんでしょう、何でそれを附則に書かないんですか。余りにもこれ曖昧過ぎますよ。ほかの先進地がおそらく今、６０か所以上の自治体が同じような条例出してますよ、それを見ても、申請結果、申請の決定等についての情報もあるし、これ第４条なんていったら使用制限が上がってますよね、この使用制限をどうやって確認するんですか。確認できませんよね、報告書がないと、どうやって報告書見るんですか、条例に報告書のことも書いてない、よそはちゃんと書いてます。これだけでなってる自治体もありますけど、そこはしっかりとした規則、や要綱等が成立してますので、ここにある第５条なんてこんな書き方ないですよ。細則については、詳細については要綱で定めるとか、規則で定めるとか、きちんとうたわれてます。そういった先進地にならって、条例っていうのをきちんとつくるべきだと思いますよ。今この条例のままでいくと町長が別に定めるただそれだけです、これ、物すごく公平性にも欠けてるし、中途半端としか言いようがない。もう１回再考されたいかがですか。よその先例がいっぱいあるんだから。ましてや、この申請の手続の中にも、新規に事業を立ち上げようという法人に対する助成までうたっているところもあります。そういったものまで含めたところで、僕はもう一度この条例案、見直すべきだと思いますけどいかがですか。休憩して答えとまとめれば。

○的野信之議長 副町長。

○折尾敬敏副町長

今の御質問について答弁いたします。条例の中でより細かく詳細に条例の中で定めている自治体もあるということでもございましたけれども、想定してますのは交付申請の手続であるとか、実績報告書のことであるとかあるいは使途の確認であるとか、そういった手続につきましては、各補助事業ごとの交付要綱等の中で定めていくという想定をしております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

何でそういったことをここに明らかに条文の中に一行でも一言でも入れないんですか。これだったら町長が求めるものという形で、町長に自由な権利権限があるかのように受け止められますよ。今の岡崎町長じゃない、次の町長、またその次の町長が必ずしも正義感にあふれる人間だとは思えない。そういった人間が自由な裁量で行われるようなこの条例の方は納得できない。まだ時間があるんだから、もっときちんと精査されて条例案を出し直したらいいだけの話でしょうが。そういうふうな形で手続上、もう一度きちんと精査し、すべきだと思いますよ。どうせ今年度の当初予算で決まったことに対しての補助金が決定している先についての3月年度末で報告書を求めたり、この条例に従って、云々ということはないんでしょう。これは令和、結局これから先の申請者もつと言え、令和8年度の新たな予算を組むときの補助金の額の決定と、そういったものにつながるんでしょう。それだったら今何もここでこのような中途半端な条例出す必要ないでしょ。もっと精査して出し直すべきだと強く求めます。

○的野信之議長 しばらく休憩します。

—— 休憩 10時37分 ——  
~~~~~○~~~~~  
—— 再開 11時11分 ——

○的野信之議長 再開します。町長。

○岡崎邦博町長

先ほどの質問者に対しまして答弁をさせていただきます。今回提出しました条例につきましては、先ほども申しましたように、3月定例会の一般質問においてですね、田中議員のほうか

ら指摘がございました。そして、この条例もですね、早急に検討し提出するようにというよう
なご指摘もありましたので今回私ども答弁として、6月議会に提案するというような答弁をし
たように記憶しております。この5条につきましてはですね、この条例の施行に関し必要な
事項は町長が定めると。町長が勝手に定められるんじゃないかというようなご指摘もありまし
たが、これは助成を行う場合に関し必要な事項、例えば、規則であったり、要綱であったり定
めることを、個々の町長が別に定めるというような文言としてここはあります。これはどの条
例にしてもですね、こういうような書きぶりの中で、町長が別に定めると、当然ながら、最
終的には私の名前で定めるということになりますので、こういうことになっております。しか
しながら先ほどから、いろんなご指摘を受けております。そしてまた施行期日も書かれていな
いと。附則自体ももう少しですね、書くべきではないかというようなご指摘も頂きましたので、
この議案のですね、36号、鞍手町社会福祉法人に対する助成に関する条例案につきましては、
今回取下げをさせていただき、再考した上ですね、改めて定例会で提案をさせていただきた
いというふうに思います。

○的野信之議長

議案第36号、鞍手町社会福祉法人に対する助成に関する条例の議案について、議案の撤回
の申出が執行部から出ています。議案第36号、鞍手町社会福祉法人に対する助成に関する条
例を議題とします。この撤回に賛成の方は挙手をお願いします。挙手多数です。よって定価撤
回の申入れを可決いたしました。

次に、日程第7、議案第37号、鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とし
ます。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題とな
っています議案第37号は、民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第37号は民生産業委員会に付託することに決定しまし
た。次に、日程第8、議案第38号、鞍手町立学校設置条例の一部を改正する条例を議題とし
ます。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題とな
っています議案第38号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第38号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第9、議案第39号、鞍手町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第39号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第39号は総務文教委員会に付託することに決定しました。次に日程第10、議案第40号、令和7年度鞍手町一般会計補正予算第1号を議題とします。まず歳出より質疑をお受けします。補正予算に関する説明書の14ページをお開きください。2款総務費及び3款民生費について、14ページから19ページまで質疑ありませんか。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中二三輝議員)

町政施行記念行事費についてです。提案理由の説明では、昭和100年を迎えて、なおかつ本町も町政70周年、さらには戦後80年ということで、何かこう大きな流れの中で、行われる町政施行記念行事に当たるものと思いますけれども、この中で委託料200万程度。出ております。昭和100年戦後80年にちなんだ映画上映やトークショーを実施するための費用というふうにくたわっておりますけれども、どのような内容なものを想定しているのか、今お答えできる範囲で結構ですので、こういったものをイメージされているのかでも構いませんので、そういった何かそこれに絡むこういったことをやるということでお答え頂けますか。

○的野信之議長 まちづくり課長。

○高橋奈美江まちづくり課長

はい。お答えいたします。今回の町政施行記念行事の中で委託料を計上させていただいております。今回は議員がおっしゃいますように、映画上映とトークショーに係る委託料、また、その映画上映をする際の駐車場の警備に係る委託料として追加をさせていただいております。映画の内容につきましては、戦後80年ということで、戦争にまつわる映画というふうな形で考えております。以上です。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中二三輝議員)

大正ノスタルジーとかいろいろありますけど昭和についてはね、激動の昭和というふうに言われておりますので、それにちなんだふさわしいものになるように期待をしておきますけども、何せその予算がね、一般財源だけという形になってるところがありますので、この辺はもう一度国や県、関係機関等に何らかのいわゆる補助というか、何らかの交付金等で処置していただけないかっていうことで、もう一度チャレンジしてみてもいいのかなと思いますがその辺はどのようにお考えでしょうか。

○的野信之議長　まちづくり課長。

○高橋奈美江まちづくり課長

はい。お答えいたします。今回政府のほうからは、昭和100年についての文書が発出された中で、私どもも、国の財源措置がないのかということを確認してまいりましたが、今回については財源措置がないということで、今回は単費で、上げさせていただいたような次第でございます。以上です。

○的野信之議長　田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

そうすると、国のほうからの要望、要請等があったけあって、交付助成等についてはもう既に、確認をして、確認しただけじゃなくて、何とかしてくれという努力もしたけど、単費でやらざるを得ないという結果に至ったという理解でいいですね。

○的野信之議長　まちづくり課長。

○高橋奈美江まちづくり課長

お答えいたします。確認はさせては頂いたんですけども、要望については、今回については行っておりません。以上です。

○的野信之議長　ほかに質疑ありませんか。宇田川議員。

○4番（宇田川　亮議員）

同じページの下の段ですね、基幹システム管理費です。自治体情報システムの標準化ということで、その一環であろうというふうに思いますけれども、ただ財源を見ても同じことですけどこれ一般財源なんですよね。ただこれは国が標準化を求めておって、全国の市長会だとか、町村会も含めてですけども、これは全て全額国の負担でやるべきだというような意見書もそういった要望もされてあります。これについては今、財源一般財源になっておりますけれども、これは後ほど、国のほうからというふうに考えてもよろしいのでしょうか。財源について。

○的野信之議長　総務課長。

○梶栗恭輔総務課長

お答えいたします。今、宇田川議員がおっしゃいます分については、今回のシステム改修等については、国からの補助財源等は、ございませんので、一般財源で全部賄います。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

もちろん全国の市長会、それから町村会、東京都内の区長会もですね、含めて、国に対し全額補助を求めているということですので、まだ求めている段階なので、町が一般財源で措置しないといけないような状況だとは思いますが、あわせて、やっぱりこれからの運用に対する経費の増加分だとかも含めて、しっかりとやっぱり国が進めてきた、こういった標準化システムなので、これはしっかりとやっていただくように、今後とも強く要望していただきたいというふうに思いますが町長、どうですか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

町長。先ほど質問者が言われましたように、町村会でも要望を出しております。私も、個人的にはですね上京した際に、このシステム改修については、国の標準化に伴うものであるので、当然、国が全額やっぱり補助すべきじゃないかということをしてですね、ある有力な議員の事務所に行って、そのことはお話をしましたが、なかなかそういう話、すぐみましようっていう話にはなりません。私自身、個人的ではありますが、そういう努力はしております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

よろしくお願いします。次に民生費の17ページ、定額減税のところについてお尋ねします。今回、昨年、前の首相の肝いりで定額減税始まったわけですが、いずれにしても、今、物価高、物価高騰いろいろありましてですね、税金の中から引き去ることができなかった分が今回この定額減税の分が出てきてるんだろーと思いますけども、対象者自体はどのくらいおられるのでしょうか。

○的野信之議長 福祉人権課長。

○田鶴原竜二福祉人権課長

お答えします。対象者につきましては、2,500人程度を見込んでいます。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

この給付についてはどういうふうにされて、いくつものんでしょうか。今、見込みって言

われましたけども、例えば、定額減税をしきれなかった分について給付するわけでしょ、足りなかった分を、それこっちで分かっておかないといけないんじゃないですか。全部、申請という形になるんですか。それとも、今度確定申告が終わりましたんで、それからという形になるんでしょうか。どういうことなんでしょうか。

○的野信之議長 福祉人権課長。

○田鶴原竜二福祉人権課長

お答えします。予算編成上、給付費の5月上旬において算定した数字でございます。現在、システム改修を行い、昨年度、給付しました令和6年度、推計所得額と今年度6月1日以降に確定しました。所得税実績額を照らし合わせ対象者を今選定、確定しているところでございます。基本的には、口座情報を把握してる分の方については、プッシュ型で給付することにしており、把握できたできてない方につきましては申請を頂くことにしております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

口座情報が分かる方についてはもうこちらから振り込みますと、分からない方については申請が必要なんですか、通知はしないんですか、この人、定額減税の対象者であっても、幾らぐらい、不足してますんで、振り込みたいんですが、通知して口座情報、申請じゃなくて口座情報だけ教えてもらったら、振り込みできるんじゃないでしょうか。どうこういうふうにするのか、とにかく漏れのないようにお願いしたいと思います。

○的野信之議長 福祉人権課長。

○田鶴原竜二福祉人権課長

はい。お答えします。口座情報を把握されてない方については、振り込み額、算定額を通知し、口座情報を記入していただき、返送していただくことにしております。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。西藤議員。

○12番（西藤 典子議員）

先ほどの15ページなんですけど、記念行事についてのことなんですけど、映画上映と言われましたのでちょっとお尋ねしたいと思ってるんですが映画上映となりますとこれはもう内容がね、非常に意味を持ってくるので、どういう内容なのかその選定は、どなたがされたのか、されるのかお尋ねしたいと思います。

○的野信之議長 まちづくり課長。

○高橋奈美江まちづくり課長

今回の戦後80年ということで、戦争映画を考えております。その内容につきましては、戦後

80年ということで、失われつつある戦争の肉声を記憶し続けるために、作成された映画となっております。この映画につきましては、ロサンゼルス日本映画祭公式招待作品というふうな形でも、招待作品として、海外のほうでも上映されているというふうな、貴重な映画になっておりますので、その映画の予定をしております。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤 典子議員）

町がね、結局そういう映画を上映するということは、町の主張ということになると思いますんでね、くれぐれも慎重に選んで頂きたいと思っております。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

民生費の先ほどの定額減税のところに戻って言いますが、これの提案理由の説明の文面が物価高騰による負担増を踏まえて、令和6年度に所得税及び個人住民税の定額減税をしきれないと見込まれる方を対象とした調整給付を支給しましたが、本来給付すべき額との差額等を不足額給付金として給付するための関連費用と、非常に分かりづらい表現になっておりますけども、要するに、6年度中に所得税住民税を定額減税しようとしたけど、そのときの基本的な数字が6年度の所得税等から参考しにして、6年度中の確定した額等見合せたところを、減税がしきれなかった人に対して、もう既に給付をしたけども、さらに、動いた要するに、5年度は対象外の方が6年度に対象となったから、7年度にその新たな対象者に出すというような形になるのかなというふうに考えられるし、5年度は、ある一定額以上の所得があつて6年度に所得がなくなった人とかも出てくると思うんだけど、7年度に、その方に対して、足りない分を出すのか出さないのか、その辺もよく分からないんだけど、提案理由の説明でもう少し分かりやすく書いていただきたいというのが一つと、これ、5年度に収入が、ある一定額以下でない人が6年度に収入が増えた方を対象に、今回7年度に定額減税しようとしてるっていうふうな流れ。いいのか、逆なのかちょっとそこをどういう人が対象となり得るのか、何かこう一言で分かりやすい表現で説明ってできませんかね。非常にこれ、この提案理由の説明だけで言うと、給付したけどまた給付するみたいなイメージで、何のために先に給付したんだという形になりますんで、そこら辺をちょっともうちょっと分かりやすく具体的に言ってもらえませんか。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長

提案説明を作成した総務課のほうからつけ加えさせていただきたいと思います。まず、令和5年分の収入において、令和6年度に定額減税、所得税3万円、住民税1万円の減税が行われ

ております。令和5年分の収入と令和6年分の収入の増減があった方、ですから4万円減税された方については、もうこの不足額給付は行われません。ただ、5年分と6年分で所得が差異が増減があった方に対して4万円分まで減税されてない方、例えば令和5年分の収入が全くない方で、令和6年度は定額減税の恩恵を受けられてない方でも令和6年分に収入があつて、今年度、令和7年度所得税をもう納められてる方、あるいは令和7年度の住民税がかかる方、そういった方々に対して、この不足額給付でいう所得税3万円、あるいは住民税1万円分の給付が行われるということでございますので、簡単に言えば、今まで定額減税の4万円の恩恵を受けられてない方で、今年度、あるいは令和6年分の所得税が課税になった方に対して、この不足額給付が行われるという認識でございます。以上です。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

何となく分かりました。そう書いていただいたら非常にありがたかったかなと思いますので、今後よろしくお願ひしたいと思いますが、議案質疑でお願いしていいのかどうかちょっとわからないんだけど、これ補正予算ですので、当然、総務文教委員会の付託になると思いますけど、ひとつだけここで確認しておきたいの、この調整給付っていうのはどういう意味合いなのか、それだけちょっと教えてもらいます。提案理由の説明の中にある。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長

これは先ほどもお答えさせていただきましたけれども、結局、4万円までですね減税、皆さん、収入がある方はできます。でもそれができてない方の調整をするっていうような意味で調整給付という言葉が使われております。4万までは皆さん、定額減税が、できるという認識でございます。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。篠原議員。

○13番（篠原 哲哉議員）

19ページのこども子育て基金積立金100万円について質問させていただきます。提案説明の中に、令和6年度にこども子育て支援策に役立ててほしいと思いから寄附金を頂きましたということです。先ほどの基金条例の中で、健康こども課長が、この基金は一般寄附金ですということを回答されました。私、調べたんですけど、補正予算には上がってないような感じなんですよ。12月議会の第4号補正で9万9,000円、3月の6号補正で110万円。これは企業版ふるさと基金、ふるさと寄附金になっております。ただこの一般寄附金であればですね、補正をされてないのか、もうそのままその調定を上げてそのまま収入としてあるのか。そ

こちら辺をお答えください。

○的野信之議長　まちづくり課長。

○高橋奈美江まちづくり課長

お答えいたします。一般寄附金で頂いた寄附につきましては、調定のみを挙げさせていただいて歳入をしております。以上です。

○的野信之議長　篠原議員。

○13番（篠原　哲哉議員）

それでよろしいんですかね。100万円と金額上がってるのに補正予算を組まないというのはおかしいと思います。ちょっと指摘しておきます。それと提案説明の中にですね、こども子育て支援の充実を図るため、寄附金などの財源となっております。先ほどの説明では、寄附金を主にさせていただきたいということで回答がありました。このなどというのはどういうことでしょうか。

○的野信之議長　町長。

○岡崎邦博町長

基金に充当している。寄附を頂いてですね充当するわけですが、事業に対してですね、寄附金の財源が不足する場合にはですね、一般財源を基金の中に繰入れて、それによってですね、事業を進めていくということで、などというふうに考えております。

○的野信之議長　篠原議員。

○13番（篠原　哲哉議員）

ただ100万円は毎年積み立てるということで理解してよろしいんですか。

○的野信之議長　町長。

○岡崎邦博町長

これにつきましてはですね、今後こども計画の中でどのような事業を、この基金からですね、繰り出していくかっていうことを含めて検討していくことになりますので、今現在、金額をですね、いくら積立てていくということについてはまだ検討中であります。

○的野信之議長　ほかに質疑ありませんか。これで質疑を終わります。次に進みます。6款農林水産業費から10款教育費について、18ページから23ページまで質疑ありませんか。

○的野信之議長　西藤議員。

○12番（西藤　典子議員）

18ページ19ページのですね、農業振興費のところなんですけど、補正はないんですけども内訳がですね、変わっているという感じですね水田農業担い手機械導入支援事業費が減額に

なって同じ金額が水田農業D X推進事業費になってます。内容は具体的にはどんなふうに変わったということなんでしょうかねお尋ねいたします。

○的野信之議長 産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長

お答えいたします。予算の組替えの理由といたしましては、まず、2点ございまして、まず1点目がですね、水田農業担い手機械導入支援事業におきまして県が、県内全てのですね、要望に対して予算的に対応が困難であること。そして2点目がですね、国の令和6年度の補正予算の成立に伴いまして、県が令和7年2月の定例会におきまして、水田農業D X推進事業の議案をですね、上程することとなったことからですね、本町が要望しておりました、水田農業担い手機械導入支援事業の7件のうちですね、公正の農業機械に該当いたします4件について、福岡県のほうから水田農業D X推進事業への、予算の振替の依頼がございました。そしてその後、正式にですね、令和7年2月25日付けで、要望調査がD Xのですね、要望調査が実施されまして、事前に振替の依頼があっておりましたその4件について、要望を行ったところでございます。そして県の補正予算成立後の令和7年4月19日付けで、令和6年度繰越し、水田農業D X推進事業の4件に対する内報が発出されたことから、今回、予算の組替えを行うものでございます。以上でございます。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。西藤議員。

○12番（西藤 典子議員）

実際に行われる事業が具体的にどんなふうに変わったのかをちょっとお尋ねしたいと思ったんですけど。

○的野信之議長 産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長

水田農業担い手機械導入支援事業、これにつきましては、効率的、安定的なですね、農業経営体の育成、土地利用型農業の確立を目的といたしまして水田で利用する農業機械の導入に対して支援をするものでございます。一方、水田農業D X推進事業におきましては、これも土地利用型のですね、農業の機械導入支援事業でございますが、土地利用型の農業機械であることに加えまして、ロボット技術やI C Tなどの新たな技術を活用した最先端の農業機械であることが採択要件となっておりますが、今回、先ほど申し上げましたとおり、水田農業担い手機械導入支援事業7件のうち、4件につきましては、公正の機械、農業機械に該当するということで県のほうから振替の依頼があっておりましたので今回、要望を上げ採択、内報が発出されたことによりまして、予算の組替えを行っているところでございます。以上でございます。

○的野信之議長　ほかに質疑ありませんか。これで質疑を終わります。これで歳出を終わります。

次に歳入に入ります。１０ページをお開きください。歳入は一括して質疑をお受けします。１０ページから１３ページについて質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、歳入歳出全般について質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第４０号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第４０号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第１１、議案第４１号、令和７年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第１号を議題とします。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第４１号は、民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第４１号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第１２、議案第４２号、令和７年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第１号を議題とします。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第４２号は、民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第４２号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第１３、議案第４３号、財産の取得を議題とします。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第４３号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第43号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第14、議案第44号、財産の処分を議題とします。質疑ありませんか。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中二三輝議員)

インター周辺開発に絡む、町の所有財産というかな、町名義の土地の売却についてだという理解をしておりますけども、これまで長きにわたって町有地の最終的な売却、云々ということについては、エンドユーザーが確定した時点で、売却を行うというふうな説明をずっと受けてきました。今回この、契約の相手方というのが、これは、開発業者なのか、それとも、そこで事業を行う、いわゆるエンドユーザーなのか、そこがちょっとはつきり見えないんで、その点について教えてください。

○的野信之議長 管財課長。

○石田正樹管財課長

お答えをいたします。この開発が始まった当初は、企業誘致に関しまして、工業系の企業なのか、商業系の企業なのかも定まっておらず、なかなか前に進まない状況があったことから、町有地の処分につきましては、当該開発用地への進出企業等が確定をした段階では、議会のほうにお諮りをするという説明をさせていただいておりました。しかしながら、令和2年5月に地区計画を施行しましたので、いわゆる迷惑施設と呼ばれるものの建設がされるおそれがないことや、本年4月28日付で、開発許可申請、農地転用申請、林地開発申請に対する許可に当たり、国から厳重注意がなされていること、また農地転用の許可に絡み、今後、少なくともデータセンターが建設され、稼働するまでの間は、鞍手開発合同会社として事業を実施していく必要があることなどから、これまで懸案としていたものが解消されていると判断し、事業を前に進めていくために、町有地の処分を行うものであります。以上です。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中二三輝議員)

これまでね、一連の説明の中で、エンドユーザーが決まったらっていう形だったので、エンドユーザーの進出が確定して、もしくはそのエンドユーザーのもとで、事業の推進が明らかに行われるということが、確定した段階で名義を変えますという説明を何度も受けてるのね。政治の連続性からいくと。それにのっとった形じゃないわけでしょ。今の説明でいくと、この業

者は、いわゆる一般開発業者であって、開発申請を出した先っていうだけの話ですよ。そこが、これいつのタイミングで名義変えるかわかんないけど、契約書によると入金が終わったときというふうになってますので、本当に今の計画のと通りの建屋こういったものが建つかどうかっていうのもまだ定かでない。あくまでも紙上のものだけの話で今出来上がってるというふうにしか受け止めることができない。こういった状況で、エンドユーザーはこれだと、この業者だと、いろんなものが環境が状況が変わったので、売却を進めると言ったような説明を受けたとしても、これ納得できるような話じゃないと思うんでね、もう少し、そういった環境が変わってくるのであれば、このエンドユーザーという売渡先っていう考え方を変えていく、その段階、段階で、やはり議会に対してきちんと説明をしてもらわないと、当初受けてたエンドユーザーに売却をするといったことが、我々はいつまでもそれを受け止めてるんで、それが変わるのであれば、その都度、何らかの説明を頂きたかったし、今の段階で、これ、売却先がここですと言ったって、さっきも述べたとおり開発計画のとおり物ができるかどうか、ものができるかどうかっていうのは不透明な状態で、名義を変えるということについては、ちょっと納得できないね、過去からの説明との兼ね合いがあって、それは売れる、塩漬け状態のものが売れるっていうんだったらそれは本来喜ばなきゃいけないのかもしれないけども、今までの行政の説明の流れからいくと、とても素直に喜べる気持ちにもならないし、賛同する気持ちにもならない。そのことを伝えております。何かあります。そこら辺の過去の言い分から変わって、何で我々に言わなかったのか説明していただけなかったのか、そういったことについて、どういうふうにお考えなんでしょうか。町長そんな話を知ってますよね。エンドユーザーにずっと売ってるっていう話は、町長はこっち側の世界にまだいた時代だったと思うんで、そこら辺どういうふうに判断しているのか、町長。

○的野信之議長　町長。

○岡崎邦博町長

ここのインター周辺の土地開発についてはですね、田中議員がご承知のとおり、非常に二転三転したりしております。開発行為についてもですね、変更が行われていたりだとか、また林地開発にしても、農地転用にしてもなかなかスムーズに進んでおりません。特にですね、この開発については、所有者が変わったりだとかいうことがありました。実際にですね、田中議員が懸念をされてることもあると思います、しかしながら先ほど一番問題なのはここに、迷惑施設が建つようなことがないようにということで、町有地の売却についてはですね、そういった法律的に三法が整うようにと、そしてまた、エンドユーザーがはっきりとするようにというようなことは過去、話しておったというふうに思います。今回、この三法の法律についてもです

ね、先ほど言いましたように、開発行為が変わりました。この変わることも自体もですね、大変なことで、先ほども担当課長が言いましたように、非常に国からもですね、厳しいご指摘を受けております。その中でデータセンターをつくるということで、今回このE Sホールディングスが代表社員であります鞍手合同開発会社が最後まで、建物をきちんと計画どおり建てないことがないようにということになっておりますし、もしもそこでまた何かが変わるということになればですね、農地転用の観点から、全て農地にもう一度ですね、原状回復しなさいというようなご指摘も受けております。そういった意味でですね、鞍手開発合同会社についてはですね、非常に国からの制限を受けた中で、今回、もう三法が法律が通ったからということで、こちらのほうに売渡しの申出がっております。そういったことから含めてですね、これがほかのものに変わるとまた違うですね、開発行為が行われるということはもうほぼ不可能だというふうに判断をしております。そういったことからですね、法律上も三法はきちんとそろったということでありますので、今回この売却についてはですね、鞍手町が進めることによって、この開発が進むであろうということで、今回議案として提案をしているところです。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

今の説明の中にもあったようにね、本当に明らかに建物が建つかどうかっちゃうのはまだ不透明ですね、計画の段階だから、であればこの名義を変えるのを停止条件付で、そういったものが立ったときに変えるとかいうふうにしないと、今時点で名義を変えたら、一団の一つの名義になれば、これ転がしやすくなっちゃうよ。そういった懸念もあるよ。したがって、私は、建屋がきちんと建ってそれが確認できるとき、もしくは建ち上がったら、名義を変えればいいだけの話でしょう。そこまでの間、名義は変えますという停止条件付で名義変更の手続を登記しとけばいいじゃん。そういう手法をなぜとらなかったんですか。もう一度。

○的野信之議長 管財課長。

○石田正樹管財課長

お答えをいたします。まず、今回につきましては、契約書、仮契約を結んでおります。その中で指定記述という条項を設けておりまして、5年が経過する日までに、少なくともデータセンター1棟に係る工事を完了しなければならないという文言を付しております。あとは契約の解除の条項でこの相手方がこの契約に定める義務を履行しないとき、ていうのは、一方的に町が解除できる条項を持っております。ですので今言われるように確実に建設が担保されると、もしそれが担保されなければ、契約を解除を一方的に行える契約を仮契約を結んでおりますので、そこについてはクリアできるという形で考えております。以上です。

○2番（田中二三輝議員）議長もう1回。いいですか。4回目やけど。

○的野信之議長 重要な。

○2番（田中二三輝議員） 重要です

○的野信之議長 はい。

○2番（田中二三輝議員）

今ね、そういったことを説明されるのであれば、何で出していただけないの。そしたら今の私が言うようなことっていう懸念が消えるわけでしょう。何で出さないんですか。出せないんですか。そういったものが事前にあれば、今のような議案質疑しなくていいんだよ。違う形のものがするかもしれないけど、そういったものの資料の提出の仕方っていうのが何で出さないんですか。何でその言葉だけで説明するの。本当にそれが入ってるかどうかっちゃうのはどうやって確認する我々は、説明した以上その資料の提出を求めます。今。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

それでは、少しお時間を頂きまして、今、田中議員が求められております。これは契約書になりますが、仮契約書になりますが、提出をしたいと思います。

○2番（田中二三輝議員）

必要な部分だけでもいいからです。主要部分だけでも。

○的野信之議長 ここでしばらく休憩します。

—— 休憩 11時59分 ——
~~~~~○~~~~~  
—— 再開 12時10分 ——

○的野信之議長 会議を再開します。町長。

○岡崎邦博町長

先ほどの質問者の要望ですけども、契約ということで相手方があるものでもあります。当然ながらこれは相手方の了承があって初めて提出できるかなというふうにも考えております。提案者が言われる、担保できるものということで、限られた部分について、相手の了承が得られればですね、また提出したいと思いますし、また得られるように努力をし、なるべく委員会に

ですね、提出できるように努力していきたいというふうに思います。

○的野信之議長　ほかに質疑ありませんか。西藤議員。

○12番（西藤 典子議員）

非常に初歩的なというかですね、質問なんですけど、データセンターってのは大変電力を食う施設であるということはね前から知っておりましたんですけど、最近耳にしたところによりますとね、排気の温度が40度ぐらいの排気があるということを聞きましたが、こういうことがデータセンターならば24時間365日、暖房に40度入れる必要ありませんが、死んでしまうと思うんですけどそういった熱気が常にこう出されるというようなことが事実であるならですね、そういったことについての環境への影響とかですね、農業にも影響してくんじゃないかという感じがしますが、検討はされてるのかお尋ねいたします。

○的野信之議長　それは財産の処分に関する質問ですか。

○12番（西藤 典子議員）

いや、そういうところをね、検討したうえで、財産の処分についても、決めていただくべきではないかと思って質問しております。

○的野信之議長　ここでしばらく休憩します。

—— 休憩 12時13分 ——  
~~~~~○~~~~~  
—— 再開 12時16分 ——

○的野信之議長　会議を再開します。産業振興課長。

○柴田 隆臣産業振興課長

お答えをいたします。建物に関する件につきましては、今回、農地転用の法律の関係上、産業振興課が担当ということになりますので、私のほうからこの建物についての答弁をさせていただきますと思いますが、今現在ですね、資料にございますとおり、資料の2、3にありますとおり、現在、建物に関する基本計画と基本設計が進められておりまして、報告によりまして今基本設計までが終わっているという報告を受けております。今後でございますが、実施設計、こちらのほうに着手するということで、同時進行でですね、建築確認等の所要の手続が進められるということでございます。先ほどご質問にありました、資機材こういった室外機であったりとか、冷却水の循環器であったりとか、そういった機械が屋上に配置されるというふうに考

えておりますけれども、今後ですねそういった建築基準法のですね、手続であつたりとか、環境の配慮、こういったものをですねやはり事業者は十分に配慮したものでないとなかなか許可がおりないというふうに思っておりますので、今この時点ではですねはっきりご回答はできませんけれども、今後そのように実施主体の責任において、環境に配慮した設備の整えていくというふうに理解をしているところでございます。以上でございます。

○的野信之議長

ほかに質疑はありませんか。これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第44号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。ご異議なしと認めます。よって、議案第44号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

この際、休会についてお諮りいたします。明日12日から16日までの5日間は、委員会審査のため休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。ご異議なしと認めます。よって、明日12日から16日までの5日間は、委員会審査のため休会とします。以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれをもって散会します。

—— 閉会 12時19分 ——

~~~~~○~~~~~

| 令和7年度鞍手町議会第3回定例会会議録（第4号）                        |                         |               |                  |          |                       |          |
|-------------------------------------------------|-------------------------|---------------|------------------|----------|-----------------------|----------|
| 招集場所                                            | 鞍手町役場議事堂                |               |                  |          |                       |          |
| 開閉会<br>日時及び宣告                                   | 開 会 開 議                 |               |                  | 議 長      |                       |          |
|                                                 | 令和7年6月17日      午前10時00分 |               |                  | 的 野 信 之  |                       |          |
|                                                 | 閉 会 開 議                 |               |                  | 議 長      |                       |          |
|                                                 | 令和7年6月17日      午前10時42分 |               |                  | 的 野 信 之  |                       |          |
| 出席及び<br>欠席議員                                    | 議席<br>番号                | 氏 名           | 出欠<br>の別         | 議席<br>番号 | 氏 名                   | 出欠<br>の別 |
|                                                 | 1                       | 許 斐 英 幸       | 出                | 11       | 栗 田 美 和               | 出        |
|                                                 | 2                       | 田 中 二 三 輝     | 出                | 12       | 西 藤 典 子               | 出        |
|                                                 | 3                       | 星      正    彦 | 出                | 13       | 篠 原 哲 哉               | 出        |
|                                                 | 4                       | 宇 田 川    亮    | 出                |          |                       |          |
|                                                 | 5                       | 野 口 美 恵 子     | 出                |          |                       |          |
|                                                 | 6                       | 新 谷 留 晴       | 出                |          |                       |          |
|                                                 | 7                       | 的 野 信 之       | 出                |          |                       |          |
|                                                 | 8                       | 石 井 大 輔       | 出                |          |                       |          |
|                                                 | 9                       | 許 斐 潤 一 郎     | 出                |          |                       |          |
| 出席      13人<br><br>欠席      0人<br><br>欠員      0人 | 10                      | 有 働 徳 仁       | 出                |          |                       |          |
|                                                 | 会議録署名議員                 | 1             | 許    斐    英    幸 | 2        | 田    中    二    三    輝 |          |

|                                        |               |             |   |                                 |            |   |
|----------------------------------------|---------------|-------------|---|---------------------------------|------------|---|
| 職務出席                                   | 議 会 事 務 局 長   | 武 谷 朋 視     | 出 | 議 会 事 務 局 次 長                   | 寺 本    理 恵 | 出 |
| 地方自治法<br>第121条<br>により説明<br>出席者の<br>職氏名 | 町 長           | 岡 崎 邦 博     | 出 | 副 町 長                           | 折 尾 敬 敏    | 出 |
|                                        | 教 育 長         | 外 園 哲 也     | 出 | 会 計 課 長                         | 小 長 光 弘 平  | 出 |
|                                        | 総 務 課 長       | 梶 栗 恭 輔     | 出 | 都 市 整 備 課 長                     | 西 生 卓 矢    | 出 |
|                                        | 福 祉 人 権 課 長   | 田 鶴 原 竜 二   | 出 | ま ち づ く り 課 長                   | 高 橋 奈 美 江  | 出 |
|                                        | 税 務 保 険 課 長   | 石    田    克 | 出 | 産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 柴 田 隆 臣    | 出 |
|                                        | 管 財 課 長       | 石 田 正 樹     | 出 | 上 下 水 道 課 長                     | 神 谷    徹   | 出 |
|                                        | 健 康 こ ど も 課 長 | 沼 野 葉 子     | 出 | 教 育 課 長                         | 森 永 健 一    | 出 |
|                                        | 住 民 環 境 課 長   | 大 村 俊 夫     | 出 |                                 |            |   |
|                                        |               |             |   |                                 |            |   |
|                                        |               |             |   |                                 |            |   |
| 議事日程                                   |               | 別 紙 の と お り |   |                                 |            |   |
| 付議事件                                   |               | 別 紙 の と お り |   |                                 |            |   |
| 会議経過                                   |               | 別 紙 の と お り |   |                                 |            |   |

## 令和7年 第3回 鞍手町議会定例会議事日程

6月17日 午前10時開議

### 第4号

- 日程第1 議案第34号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）  
(民生産業委員長報告)
- 日程第2 議案第35号 鞍手町こども子育て基金条例 (民生産業委員長報告)
- 日程第3 議案第37号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例 (民生産業委員長報告)
- 日程第4 議案第41号 令和7年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）  
(民生産業委員長報告)
- 日程第5 議案第42号 令和7年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)  
(民生産業委員長報告)
- 日程第6 議案第31号 専決処分の承認（情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例）  
(総務文教委員長報告)
- 日程第7 議案第32号 専決処分の承認（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例）  
(総務文教委員長報告)
- 日程第8 議案第33号 専決処分の承認（鞍手町税条例の一部を改正する条例）  
(総務文教委員長報告)
- 日程第9 議案第38号 鞍手町立学校設置条例の一部を改正する条例 (総務文教委員長報告)
- 日程第10 議案第39号 鞍手町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例  
(総務文教委員長報告)
- 日程第11 議案第43号 財産の取得 (総務文教委員長報告)
- 日程第12 議案第44号 財産の処分 (総務文教委員長報告)
- 日程第13 議案第40号 令和7年度鞍手町一般会計補正予算（第1号） (総務文教委員長報告)
- 日程第14 意見書第1号 医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の期中改定、及び緊急財政支援措置を求める意見書
- 日程第15 閉会中の継続事件

令和 7 年 6 月 1 7 日 6 月定例会閉会。

~~~~~○~~~~~

—— 開議 10時00分 ——

○的野信之議長

これから本日の会議を開きます。これより日程に入ります。日程はお手元に送信しているとおりです。

日程第1、議案第34号から日程第5、議案第42号までの5件を一括して議題とします。本案は民生産業委員会に付託していましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

○篠原民生産業委員長

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。ただいま議題となりました議案第34号から議案第42号までの5件について、6月12日に当委員会で審査を行いましたので、一括して、その審査の経過と結果について報告いたします。

議案第34号専決処分の承認 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が、7月31日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分により所要の改正を行ったものについて、議会の承認を得るものであります。執行部同席のもと、詳細説明を受け、質疑に入りました。主だった質疑もなく、当局提案どおり、原案を賛成多数で承認いたしました。

次に、議案第35号、鞍手町こども子育て基金条例は、こどもたちの穏やかな成長を図り、子育てを地域において支えあい、安心して産み育てられる環境づくりを進めるための基金を設置するにあたり、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、必要な事項を条例で制定するものであります。執行部同席のもと、詳細説明を受け、質疑に入りました。基金設置の必要性や将来的な運営に関して、懸念があるため、条例制定の必要性がないとの質疑がありましたが、当局提案どおり、原案を賛成多数で可決いたしました。

次に議案第37号、鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、令和6年12月2日から新たな被保険者証の発行が廃止されることに伴い、鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。執行部同席のもと、詳細説明を受け、質疑に入りました。主だった質疑もなく、当局提案どおり、原案を全会一致で可決いたしました。

次に、議案第41号、令和7年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について、執行部同席のもと、詳細説明を受け、質疑に入りました。本補正予算は、こども子育て支援金制度の円滑な施行に向けたシステム改修に係るもので、システム改修後のその運用、維持にかかるメンテナンス費用に関しても、何らかの財政支援を要望してほしいとの質疑がありましたが、当局提案どおり、原案を賛成多数で可決いたしました。

次に議案第42号、令和7年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について、執行部

同席のもと、詳細説明を受け、質疑に入りました。主だった質疑もなく、当局提案どおり、原案を賛成多数で可決いたしました。以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○的野信之議長

これから委員長報告に対する質疑を行います。議案第３４号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第３５号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第３７号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第４１号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第４２号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

議案第３４号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第３５号について討論はありませんか。

○的野信之議長 田中議員。

○２番（田中二三輝議員）

議案３５号鞍手町こども子育て基金条例について、反対の立場で討論をいたします。本議案の提

案理由の説明にある内容は理解できないこともないが、本町では、目的が重複している基金や役割を終えた基金を整理した経緯があります。議案にある基金は、個人からの寄附金をその原資とするとのことであるが、今回の寄附金は稀なものであり、一過性なものであると考えられ、恒久的な基金運営がなされるとは考えにくい。また、当該基金の使用目的は決定しておらず、新たな基金設置の必要性を理解するに至らなかった。この寄附されたものについては、基金運営ではなく、早急にくどもたちのために使用するべきであるという考えのもと、反対の討論といたします。

○的野信之議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

次に、議案第37号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めますこれで討論を終わります。

次に、議案第41号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めますこれで討論を終わります。

次に、議案第42号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第34号、専決処分の承認、鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって、議案第34号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第35号、鞍手町くども子育て基金条例を採決します。採決は電子表決システムにより行います。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。押し間違いはありませんか。なしと認めます。それでは、これをもって表決を終了します。表決の結果を申し上げます

す。賛成４、反対８、よって、議案第３５号は否決されました。

次に、議案第３７号鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。よって議案第３７号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４１号、令和７年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第１号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。よって議案第４１号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４２号、令和７年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第１号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。よって、議案第４２号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。日程第６、議案第３１号から日程第１２、議案第４４号までの７件を一括して議題とします。本案は総務文教委員会に付託していましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

○新谷総務文教委員長

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。ただいま議題となりました議案第３１号から議案第４４号まで、７件について、６月１３日に当委員会で審査を行いましたので、一括してその審査の経過と結果について報告いたします。

議案第３１号、専決処分の承認、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例は、デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が公布、施行されることに伴い、関係条例の一部を専決処分により改正を行ったものについて、議会の承認を得るものであります。執行部から、議案書に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。主だった質疑もなく、当局提案どおり、原案を賛成多数で承認されました。

次に、議案第３２号 専決処分の承認 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例は、刑法等の一部を改正する法律が令和４年６月１７日に公布され、令和７年６月１

日から施行されることに伴い、自由刑のうち懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑に一本化されることとなったため、鞍手町議会の個人情報の保護に関する条例のほか10条例の一部を令和7年4月1日付で専決処分により所要の改正を行ったものについて議会の承認を得るものであります。

執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。その質疑応答の主なものとして、意見がありました。以上、審査した結果、賛成多数で承認されました。

次に、議案第33号 専決処分の承認 鞍手町税条例の一部を改正する条例は、令和8年度の個人住民税から、新たな所得控除として大学生年代を対象とした特定親族特別控除の創設等を内容とする、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律及び、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令等が令和7年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、鞍手町税条例の一部を同年3月31日付けで専決処分により所要の改正を行ったものについて議会の承認を得るものであります。執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査しました。審査した結果、全会一致で承認されました。

次に、議案第38号 鞍手町立学校設置条例の一部を改正する条例は、統合小学校の建設に関し、剣南小学校の仮設校舎を別敷地に設置することに伴い、剣南小学校の位置に変更が生じることから、鞍手町立学校設置条例の一部を改正するものであります。執行部から議案書に基づき補足説明を受けました。その質疑の主なものとして、仮校舎への通学路や送迎に対して、引き渡しは7月19日行われ夏休みに引越作業を行う。また通学路については学校と調整を行ない6月末に保護者への通知を行うとの回答がありました。審査した結果、全会一致で可決いたしました。

次に、議案第39号 鞍手町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令が施行され、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が改正されたことに伴い、鞍手町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正するものであります。執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。その質疑応答の主なものとして、改正内容として実務経験年数が改正前と改正後では半減しているが工事を実施する上で大丈夫なのかとの質問に対し、給水人口が5万人以上の大規模事業者の場合は従来通りの実務経験数となるが、5万人以下は小規模事業者として、経験年数が半減している、また実務経験の対象者として考えられる職員はどのような方が対象となるのかという意見に対し、技術の知識が必要となるので工務系の職員が対象となるとの回答がありました。以上、審査した結果、全会一致で可決いたしました。

次に、議案第43号 財産の取得は、鞍手町消防団第4分団消防ポンプ自動車を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により町議会の議決を求めるものであります。執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。慎重審議の結果、全会一致で可決いたしました。

次に、議案第44号 財産の処分は、鞍手インターチェンジ周辺開発区域内の土地を処分するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により町議会の議決を求めるものであります。執行部からは、民間事業者である会社が予定建築物の用途をデータセンター及び店舗として報告があり、本年4月28日付けで、福岡県の許可を受けております。

議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、賛成多数で可決いたしました。
以上を持ちまして、審査結果の報告を終わります。

○的野信之議長

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第31号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第32号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。

次に、議案第33号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。

次に、議案第38号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。

次に、議案第39号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。

次に、議案第43号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。

次に、議案第44号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。
議案第31号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めますこれで討論を終わります。
次に、議案第32号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
次に、議案第33号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めますこれで討論を終わります。
次に、議案第38号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めますこれで討論を終わります。
次に、議案第39号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めますこれで討論を終わります。
次に、議案第43号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
次に、議案第44号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

なし。討論なしと認めますこれで討論を終わります。これから採決を行います。

議案第31号、専決処分の承認、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって、議案第31号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第32号、専決処分の承認 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第32号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第33号、専決処分の承認 鞍手町税条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第33号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第38号、鞍手町立学校設置条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号鞍手町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号財産の取得を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本

案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号財産の処分を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。日程第13、議案第40号を議題とします。本案は総務文教委員会に付託していましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

○新谷留晴総務文教委員長

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。ただいま議題となりました議案第40号について、6月13日及び本日17日に当委員会で審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。6月13日に議案第40号、令和7年度鞍手町一般会計補正予算第1号について、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査をいたしました。その質疑内容の主なものとして、議案質疑でもいろいろ意見も出てまいりましたが、町民の方から子育てについて使ってほしいとの寄附があったとして、基金を積み立てることは一過性であって、毎年一定の寄附があるとは言いがたい。ふるさと納税寄附金の使途においても子育て支援の寄附があり、そのすみ分けもしっかりしていないという状況の中、基金設置の目的が不明瞭である。子供たちのために使うことは賛成だが、わざわざこの100万円という額で、基金をつくるというのは疑問であるとの意見が出されました。審査した結果、基金に係る予算については、減額修正を行い、修正を除いたほかの予算については賛成ということで了承を得ました。修正案について作成を行い、本日委員会を再び再開して修正案について審査を行った結果、全会一致で修正案を可決しました。ここで修正案を配付いたします。

○的野信之議長 ここでしばらく休憩いたします。

—— 休憩 10時32分 ——
~~~~~○~~~~~  
—— 再開 10時33分 ——

○的野信之議長 会議を再開します。総務文教委員長の説明を求めます。

#### ○新谷留晴総務文教委員長

議案第40号、令和7年度鞍手町一般会計補正予算第1号の一部を次のように修正する。第1条

中、4億1,189万円を4億1,089万に改め、106億3,424万8,000円を106億3,324万8,000円と改める。提案理由、こども子育て基金積立金は、子育て支援に関する住民からの寄附を受けて創設されたものでありますが、その性質上、継続的、安定的な財源の確保が困難であり、毎年度にわたる一定の寄附額を前提とすることは実効的とは言えません。

また、ふるさと納税寄附金においても同様に、子育て支援を用途とした寄附が寄せられており、既存のふるさと応援基金との目的、運用における整合性が十分でない状況であります。このような状況を踏まえると新たに基金を設置することは、中長期的な計画性を欠き、財政運営の観点からも、慎重な検討を要するものと考えます。したがって、本基金の設置については再考されるべきと判断し、本修正案を提出するものであります。以上で報告終わります。

#### ○的野信之議長

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第40号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第40号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めますこれで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第40号、令和7年度鞍手町一般会計補正予算第1号を採決します。採決は電子表決システムにより行います。本案に対する委員長の報告は修正であります。まず修正案について採決します。本修正案について賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。押し間違いはありませんか。それでは、これをもって表決を終了します。表決の結果を申し上げます。賛成8、反対4、よって議案第40号の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。修正議決した部分を除く原案について賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。押し間違いはありませんか。それでは、これをもって表決を終了します。表決の結果を申し上げます。賛成9、反対3、よって修正議決した部分を除く原案は可決されました。次に進みます。

日程第14、意見書第1号を議題とします。提出者を代表して、6番議員、新谷留晴議員に趣旨説明をお願いします。

#### ○6番（新谷留晴議員）

意見書第1号を提案いたします。医療機関の事業と経営維持のため診療報酬の期間期中改定及び緊急財政支援措置を求める意見書、別紙意見書案を提出する。令和7年6月17日提出、提出者鞍手町議会議員新谷留晴同じく篠原哲哉。提案理由、地方自治法第99条並びに、鞍手町議会会議規則

第13条第1項及び第2項の規定により提案する。

○的野信之議長

お諮りします。意見書第1号は質疑討論を省略して直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、意見書第1号は質疑討論を省略します。これから採決を行います。意見書第1号、医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の期中改定及び緊急財政支援措置を求める意見書を採決します。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって、意見書第1号は原案のとおり可決されました。

次に進みます。日程第10号、閉会中の継続事件を議題とします。各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に送信しているとおり、閉会中の継続審査の申出がっております。お諮りします。各委員長の申出のとおり、継続審査することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり継続審査することに決定しました。これをもって本日の日程は全部終了しました。これをもって令和7年第3回定例会を閉会します。いいですか。

—— 閉会 10時42分 ——  
~~~~~○~~~~~

地方自治法第123条の第2項の規定により、ここに署名する。

議長 的 野 信 之

議員 許 斐 英 幸

議員 田 中 二 三 輝